

会

議

午前10時 0分開議

議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

ここでご報告の件があります。昨日受理いたしました要望書1件の写しを配付してありますので、ご覧ください。

一般質問

議長（森 温繁君） 昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問順位5番。1つ、柿崎三島神社境内にある吉田松陰像等について。2つ、補修が必要な公共施設について。3つ、下水道計画区域縮小問題等について。4つ、指定管理されているあずさ山の家について。5つ、箕作三叉路交差点の渋滞の実態と、県に対しての要請について。6つ、学校教職員の人事については、教育長の推薦または内申の助言が、県教育委員会の任命権の行使や内申の前提になることについて。

以上6件について、15番 土屋誠司君。

〔15番 土屋誠司君登壇〕

15番（土屋誠司君） それでは、議長の通告どおり順次質問させていただきます。

質問の第1項目め、三島神社境内にある吉田松陰先生の像等について伺います。

吉田松陰像の制作者は安田竜門氏、建設主体は、賀茂郡教育会が10万人に及ぶ篤志により昭和17年10月27日に完工したもので、高さ12.8メートル、幅43.3センチの力強いフォルムのセメント彫像で、戦時下の作品として資料的に貴重なばかりではなく、像の現在の姿は、これを建設した人々の歴史と、分かちがたい日本の彫刻が担った運命を偽ることなく後世に伝える重要な文化遺産です。セメント彫刻は、1950年から60年代に盛んに作品がつくられましたが、再開発などで作品が失われ、残ったものも手入れがされず、著しく荒廃し、消滅の危機であります。安田竜門の主な作品の現存は、和歌山県庁に2点、名古屋市に1点あります。セメント彫刻の先駆けとも言える吉田松陰先生像の保存状態も、もはや猶予のない状態と屋外彫刻調査保存研究会が言っております。

吉田松陰の下田での踏海の企ては、新しい時代を切り開く果敢な行動として高く評価され

ていることなどの事績を正しく継承し、鎖国から日本の夜明けを迎えた一大偉業、知的観光の資料や吉田松陰の縁で萩市との姉妹都市提携があることなどから、吉田松陰先生像を下田市文化財指定とすべきと考えます。現在下田市には、国指定文化財が7点、県指定文化財が8点、市指定文化財が54点あります。市長のお考えを伺います。

吉田松陰像は、昭和56年5月9日に寄附採納願いが賀茂郡校長会土屋英三郎、賀茂郡教育研究会長山本徹、賀茂郡退職校長会長村山巖から出された寄附採納願いの理由は、下田市の歴史的象徴の一つとしての吉田松陰渡航の志を記念するこの像は、ほかに見られぬ文化的資産とし、長く維持保存のためには市に移管された方がよいと考える。また、懸念されている地震災害等について、現在の教職員組織では管理ができない状態であるとなっております。

下田市が同5月15日付下教社第7号受理通知書に、長い間保存管理の任に当たられたその心労をご推察申し上げ、深く感謝いたします。今後は、市の責任ある管理をいたし、後世に伝えたいと考えておりますが、今後とも貴殿のご教示をお願い申し上げますとあります。

この貴重な文化的財産を後世に伝えるため修復が不可欠であります。下田市は財政難のため、意義の周知を図り、多くの篤志を受け入れるために、その受け皿として吉田松陰像保存修復を目的とした基金条例を制定することを求めます。市長の答弁を伺います。

柿崎三島神社境内にある偽層の保存についても伺います。

偽層とは、柿崎三島神社から弁天島及びその東側の小さな岬の限られた範囲には、偽層の発達が著しい。地層が水流によって斜めに削られ、その上に新しい地層が堆積し、またこれが切られ、その上にまた堆積が行われるということの繰り返しによってできた地層で、水流、波、潮流の作用が可能な浅海性の堆積を意味し、斜めに交わる層理を特徴としていることから、昭和54年11月19日、県指定文化財に指定された。種別として天然記念物、名称、偽層理というんですかね、所在地は柿崎122番地、123番地であります。

隣接地の民家に落石があったことなどにより、県指定天然記念物を削り取ると言われていますが、危険防止には最小限の掘削もやむを得ないことかもしれませんが、掘削はしないのがベストであります。吉田松陰像の背景には、この偽層があることがより吉田松陰像を引き立て、文化物の相乗効果があります。

要望として、偽層の下部が掘り込んであります。その分にコンクリートを充てんし、補強し、上部の木々は剪定程度にして、偽層の自然をそのまま保存すべきと思います。この偽層の掘削について、教育委員会の対応と県の掘削計画についてをお教えてください。

質問の2点目として、補修が必要な公共施設について伺います。

補修が必要な公共施設は、私を知る数例を挙げますと、下田市消防団の下大沢詰所は傾き、外浦詰所は屋根や羽目が破損しております。また、下田中学校屋内体育館がさびて雨漏り、第3保育園は雨漏りがあり、さらに建具、床の傾き等々があります。ここ数年公共施設の破損やさび、雨漏りがあり、補修などがされていないことが目立ちます。早急に補修しないと傷は大きくなり、大金が必要となります。

そこで、市内の公共施設の修理、補修必要箇所の場所、状態を伺います。また、その所要額と修理、補修計画も伺います。

また、幼児を預かる第3保育園、柿崎保育園も補修されていませんが、さらにその2園は、下水道の接続区域だと思いますけれども、接続していないのは、今後の統廃合などの計画があるのかと思いますが、その辺についても伺います。

次に、3項目めの下水道計画区域縮小問題等について伺います。

8月30日、静岡新聞の見出しに、「下水道整備続行なら 100億円追加見直せば補助金の返還、財政難に合併に絡み悩む下田市」とあります。市長は、財源不足を理由に計画の大幅見直しの必要性を強調し、未着手の蓮台寺地区を計画区域から除外する考えを示したことは、計画の7割縮小となります。国への補助金の返還を迫られ、約10億円の返還の可能性があるとあります。

私も市長と同様に、計画区域の縮小案には大賛成であります。理由は、集中処理方式の下水道は、文化のバロメーターと言われましたけれども、今まで国からの補助金を当てにし、国、下水道事業团のお仕着せの事業であり、採用する処理技術も含め、地域に応じた整備手法の自主性はなかったこと、このような状況で、下水道は1戸当たり約700万円とも、金額の割には能力が劣り、ランニングコストが割高です。供用開始区域内100%接続があっても、黒字とはならないことであります。これは全国どこでも。漠然と事業の計画を進行させれば、取り返しがつかなくなります。財政がきついから、下水道計画区域削減ではなく、投資額が少なく、ランニングコストも少ない合併処理を導入することが投資効果の発現が極めて早いことを理由に、全国で最初に下水道計画区域削減を財政負担少なく、投資効果発現の早い合併処理浄化槽に切りかえる政策決定を望みます。

集中処理方式の下水道は、1戸当たり700万円に対し、個別処理浄化槽方式は1戸当たり100万円で、設置経費は7分の1、維持管理費は5分の1であります。これを自治体が責任を負う面整備手法を採用すれば国の補助があり、1戸当たり個人負担は20万円、市町村の持ち出しは30万円程度でできます。住民負担、下田市の財政負担も大幅に軽減できます。

国に対し、この汚水処理が下水道と比べ個別処理方式の優位性が説明できれば、特定地域生活排水処理事業の採用も認められます。

よって、蓮台寺、河内地区などを特定地域生活排水処理事業に切りかえるべきと思います。市長の考えを伺います。

計画区域が縮小すれば、国としても補助金が少なくて済みますし、安い費用で汚水処理ができます。10月には方針決定とありますが、補助金の返還防止策はどのような検討をしているのか、国とはどのような協議をされているのかを伺います。

下水道の接続率は50.4%とありますが、下水道の水道使用料に対しての容量の上では何%ぐらいが接続されているかについて伺います。

次に、質問4項目め、指定管理されているあずさ山の家について伺います。

指定管理とは、下田市農村体験宿泊施設条例及び同施行規則に沿った管理やサービスを行うことであって、指定管理者の条例外の要望を次々と認め施設建設や変更をさせるのは、2月臨時会に諮った契約とは大きく違うのではと思います。指定管理は条例に沿った管理委託であります。貸与ではありません。指定管理者に数千万円とも言われる高額な負担をさせてはならないと思います。管理委託に必要なものであれば、下田市が負担しなければなりません。

行政財産上に民間の建造物の建設を認め、固定資産税を徴収するのでは、業者に私権を認めることと思います。協定書により、指定管理終了後原状回復するか、下田市に寄贈する確実な協定ができるならという県の指導を受け、その上で指定管理終了後は、施設を無償で下田市に譲渡する協定ができたので、建設を承認したと、6月議会の答弁があります。

あずさ山の家管理業務に関する仕様書には、本来の効用持続年数を維持するために必要な限度の維持補修は、施設の管理に付随するものであるため指定管理者が実施し、それ以外は下田市が実施するとあることは、私権を認めさせないために30万円以上の工事を下田市が行うことと理解しておりますが、この理解でよろしいのかについて伺います。

錬成館の確認申請は、あずさ山の家増築で申請していますが、公の施設の増築確認申請を民間にさせたことは、私権を認めさせることではないかと思えます。増築なら、下田市が法的手続はすべきです。これでは私権を認めることになり、登記ができるのではと思えますけれども、登記はできるのかできないのかについて伺います。

また、行政財産の一時占用を許可していることから、行政財産の使用料徴収条例には道路占用料等徴収条例を準用とあります。これによると、工事用施設は1平米当たり1カ月240

円、仮設の建造物は1カ月当たり100円とありますけれども、どちらを適用し、占用料の徴収額は幾らかについて伺います。

有益費の問題は6月議会においても質問しましたが、答弁が明確でなかったので再度お聞きいたします。

最近企業の多角化や体質改善、競争力の強化のためM&A、すなわち企業の合併、買収が増えてきたことなどがあります。指定管理会社がM&A等で権利が第三者に渡った場合などに、錬成館が有益費として建物の買い取り請求が出される可能性が危惧されます。また、指定管理終了後に錬成館が不用となった場合の取り壊し料の請求も危惧されます。この辺は協定書が法律的に100%安全かについて答弁を願います。

指定管理満了時とは、平成2年3月31日と理解してよろしいのかについても伺います。

4月21日の選定委員会において、施設の改修、陶芸窯の設置、錬成館設置が許可となり、水源井戸の増し掘りは不許可となったと聞きますけれども、不許可の理由は何だったのかについて伺います。また、その3日後の4月24日に水源井戸の増し掘りが許可となった、その理由も伺います。

条例どおりの厨房の使用ができないと6月議会で沢登議員に指摘された後、7月13日付の産業振興課長の回答書には、自主事業の実施上、飲食店営業の許可が必要となり、厨房の利用が制限されることから、自炊利用者に対し条例どおりのサービスの提供を行うため、これまでの厨房を利用して行っていたことが可能となるよう現在の炊飯施設の設備改修を行い、厨房施設として自炊者への対応を図ることとしたと、指摘後の改修であります。旅館営業法、食品衛生法の申請は、6月2日に申請され、6月7日付で許可されていることは、委託契約に反すると思います。6月議会で指摘後に、別棟の屋外炊飯棟を厨房として設備改修が行われ、設置目的の一つである地場産品の自炊であるのに、自炊施設に食材の持ち込みができないことはいかなるものかと思えます。

当初、指定管理の契約時に、山の家で調理した食事提供はなかったのですが、その後飲食店営業で契約変更になったことなどから、当初計画と大幅な変更があると思います。2月臨時会の契約内容から現在までの契約の変更内容を時系列で説明をお願いいたします。

質問の5項目め、箕作交差点の渋滞の実態と、県に対しての要請について伺います。

箕作三差路交差点の渋滞解消に、1月に稲梓区長会、下田警察署、下田土木事務所、市役所が現地で立ち会い、その結果警察は、時差式信号のメリット、デメリットがあり、信号を設置した工事関係は、一度本庁に上げて簡単には変更ができない。解消策には歩道を削っ

て、車線を拡幅するしかない土木の回答があります。今年の夏も、夕方かなりの渋滞がありました。私の見た渋滞は、8月14日18時頃ですけれども、箕作の交差点を頭に、お吉ヶ淵まで3.5キロ、320台の渋滞を見ました。それを土木職員に話をしたら、414がこんなに交通量が多いとは思わなかったとも言っておりました。私の6月の一般質問で、箕作交差点に右折車レーンの設置の要望に、歩道を削り、右折車線の確保が渋滞解消になるようならば土木事務所に要請していくとの答弁と理解しておりました。下田土木事務所にどのように要請したのか、その結果を伺います。また、今夏の状態をどう把握し、県に実情を報告し、改善を求めたかについても伺います。

次、質問6項目め、学校教職員の人事については、教育長の推薦または内申の助言が、県教育委員会の任命権の行使や内申の前提になることについて伺います。

学校教職員の人事については、教育長の推薦または内申の助言が、教育委員会の任命権の行使や内申の前提になると教育委員必携にあります。指導力不足の教員等について、教育長はどのような対応をし、県教委にどのような内申等をしているかを伺うものです。

具体的な例を申し上げますと、稲梓中学校には、現在特別休暇で休んでいる教員が2名おります。しかも、4年目であります。代替に臨時職員が配置され、授業には差し支えないと思っておりますが、このような状態を県教委への内申はどのようにしているのかについて伺います。

今まで稲梓中学校には、生徒が3年間在校中に専科の教員から一度も授業を受けられなかったことや、講師が担任で副担が教諭の場合や、他校で問題になった教員や指導力不足教員が送られ、問題が起こり、他校へ転勤後退職した例などもあります。稲梓中学校の生徒が温和のため、事を荒げないため我慢してきたことや、個々には問題ありとしている父兄もおりますけれども、団体として問題だとして行動はしてこなかったことなどから、問題のある教員が配置され、専科教員も長年配置されなかったのではなかったかと思えます。教育長は、現在の小規模校に2人も特別休暇、しかも4年間も在籍させ、講師の対応でこのままの状態を続けるのか、その辺についてどう思うか。また、教育長はどのような対応をとってきたのか、県教委にはどのような内申をしているのかについて伺います。

以上、主旨質問を終わります。

議長（森 温繁君） 当局の答弁を求めます。

番外。

市長（石井直樹君） 最初の吉田松陰先生の銅像についてのいろいろなご質問がございました。

た。昭和17年につくられたという大変歴史ある銅像ではありますが、昭和49年の地震のときには倒壊をしたというような経過を踏まえて、いろいろ問題のあった銅像であるというふうに思います。

しかしながら、大正時代に登場しましたいろいろな有名な彫刻家の1人であります安田竜門先生という方の作品というふうに聞いております。当時は、セメントでつくられた彫刻ということで、戦時下につくられたものとするれば、大変貴重な歴史である銅像の一つであるというような認識はさせていただいております。セメントでつくられたあれといいますと、大船の観音像なんかがそうだと思いますし、また我々も小さいときには、学校に二宮金次郎のあれなんかがよくセメントでつくられておりましたけれども、ああいうものがやはり学校の改築だとか、いろいろなものほとんど取り壊されてしまって、なかなかセメントのものが残っているというのは、数少ないんじゃないかなろうかという認識もしております。特に平成8年のときの調査では、刀の部分がなくなっていたということで、プラスチックで作りかえられたというようなことも報告をされているわけであります。

このものにつきまして、指定文化財ということと、それから基金の問題、あともう1点は三島神社境内にある偽層の保存ということのご質問でございました。教育委員会、それから偽層の問題につきましては建設課も絡んでくると思いますので、その辺から答弁をさせたいというふうに思います。

ただ、私の方に振られましたけれども、基金の設置に関しましては、大変今現在市の財政状況を考えますと、個人的には難しいのかなという考え方はあります。

2つ目の各補修が必要な公共施設の問題でありますけれども、雨漏りの問題とか、もろもろの形の中でご質問がありました。今後集中改革プラン等の中でも、廃止の方向に向かっていく施設もあります。限られた予算の中で、緊急性のあるものから補修はしていかなければならないというふうに思いますが、ご質問は各担当課の方に向けてどんなふうだというふうなことも入ってございましたので、またそれは各担当課、いろいろな所管しているところがありますので、わかる範囲内で答弁をさせていただきたいというふうに思います。

下水道問題につきましては、昨日も他の議員の方からご質問がありました。計画内の蓮台寺、河内の問題につきましては、昨日の答弁どおり、今、県の方といろいろ詰めながらどういうふうな道を選ぶべきかということを実際に真剣に考えているところであります。現在は下水道室、それから総務部の自治財政室、それから合併の方も少し入っていただいた向こうのワーキンググループというのを県の方でつくっていただいて、その中に我々が相談に入っ

て、どのような方法が一番ベストなのか、これは処理場の方の機器更新という問題もありますので、そういうものも深めながら一緒に考えていかなければならないということで、昨日の答弁どおり、この10月ぐらいには方向性を出していきたいというふうに思います。

もし、例えば蓮台寺、河内をやめた場合に、議員の方からは、特定地域生活排水処理事業というのに変えていったらどうかというようなご質問がありました。現在この事業は、市町村整備推進事業という名前に変更されております。この辺の問題点、それから接続率の問題等につきましては、担当課長の方からまた答弁させていただきたいと思いますが、今ちょうど私の住んでおります中村地区も供用開始になりました。何とか市長として周りの方を含めて接続をしようということで、やはり3年以内にやっておけば、銀行の利子補給が受けられますよね。ああいう形で3回に分けて分割で銀行から借りるという方法もありますので、そういう説明をしながら、せめて私がいいます自分の組合関係の人たちには、一緒にやろうよというような投げかけをしながら、せめて市長としてうちの周りだけでも早く接続ができるように努力をしています。そういう問題につきましても、担当課長の方からも補足説明があるかと思えます。

あずさ山の家の問題につきましても、昨日からの関連でございます。いろいろなまた問題点がありますので、助役を含む担当の方から答弁をさせていただきたいというふうに思います。

箕作の交差点の問題でありますけれども、これは6月の議会でもお話がありました。議員がおっしゃるように、今年の1月には稲梓地区の区長会の皆さん方と下田警察署、それから土木、市役所の方で現地立ち会いをいたしました。そういう中では、道路の拡幅を暫定的にすることが一番早い方法かなというふうなことが示されております。そういうことで、この6月の議会後にも土木の方にはお願いをしているわけでありましてけれども、下田土木事務所の方では、現実では県道下田松崎線の方がメインという考え方があります。現時点では、414の方の改良を今進めております。それから、2年度までには、すべて峰山トンネルのところまでは拡幅するというようなことも昨日の答弁で申し上げました。

そういう中で、まず最初が414の方の工事ということが言われておりますが、議員がおっしゃるように、この8月に大変お吉ヶ淵の方まで渋滞があったと。土木の方で、それだけ414の利用があるとは思わなかったというようなことをおっしゃったということですが、当然あそこは変わらないものですから、松崎の方へ行く車もずっとつながってしまおうというような状態でありまして、何とかこれを防ぐ方法として1月にお願いをして、

またその後もお願いしています車線の拡幅に時間がかかるようであれば、警察の方には時差式信号を再度要望したいというふうに思います。なかなか時差式信号にするということについては、警察の方のいろいろな問題点があって、簡単にはどうもできないということでありまして、こういうことも踏まえて、渋滞緩和に対する要望を両面で進めていきたいなというふうに思います。

最後の学校教職員の問題につきましては、教育委員会の方から答弁をさせていただきたいと思っております。

議長（森 温繁君） 番外。

生涯学習課長（土屋和夫君） まず、1つ目に、柿崎三島神社境内にある吉田松陰像を下田市指定文化財に指定すべきというご質問でございますが、現在屋外の彫刻物の中で、個人の肖像としての文化財指定は、されているものにつきましては、全国的に見て例が余りございません。明治時代の記念碑や歌碑などでは何点か見られると聞いております。有形文化財の指定要件でございます市にとって歴史上、芸術上価値の高いものという観点から見ますと、今後検討していかなければならないと思っております。

2つ目に、吉田松陰像の保存修復の基金設置をということでございます。

現状、市の財政状況を考えますと、非常に難しい状況と思われまして、像の修復費用がどのくらい必要なのかは、その修復内容によって異なるため、はっきりしたことはわかりませんが、現在暫定的につかんでいる費用としましては、像本体を切断して修理工房まで運搬し、洗浄、コンクリート素地の凝固剤、撥水剤、含浸等、像と土台の接合といった内容の保存修復で、大体700万円くらい必要でございます。また、この金額には台座に関する補修程度しか見込まれていないため、台座の耐震に関する補修を含めると、相当の金額が必要になると思われます。平成11年3月6日に開催されました屋外彫刻の保存に向けての第2回シンポジウム、吉田松陰先生恵贈をめぐっての開催など、これまでに吉田松陰像について独自の研究活動をしてきている先ほど議員さんの方からありました屋外彫刻調査保存研究会の調査活動に通じ、最良の保存計画を検討している状況でございます。

3つ目に、三島神社境内にある偽層理の保存でございます。県土木の掘削計画があるのではというご質問でございます。

現在、三島神社境内で偽層理の崩落の防止工事が始まろうとしております。偽層理に関しましては、三島神社境内、弁天島、柿崎小浜地区の3カ所によく観察され、弁天島につきましては、県指定の天然記念物と知られております。今回の工事は、平成16年4月20日、三島

神社境内西側にある偽層理の最南端部分が崩落し、民家に被害を与えたことを発端とする工事です。当時、県土木事務所担当者や県教育委員会文化課の担当者及び県文化財保護審議会委員立ち会いのもと現地確認を実施しましたが、最終的に今回の工事箇所につきましては、文化財の指定範囲外であることが確認されました。とはいえ、あの偽層理には違いのないわけですので、土木事務所に対しましては、できる限りの偽層理保存を伝えてございます。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

建設課長（宮本邦夫君） ただいまの関連の土木事務所の方のこれは急傾斜事業で工事をやっておるわけですが、掘削計画はどうなっているのかというご質問だと思うんですが、これにつきましては、今、教育委員会の方からも答弁がありましたけれども、土木事務所の方と教育委員会の方とでやりまして、偽層理の指定じゃないよということがまず確認されております。その中で、急傾斜事業の掘削の方ですが、今現場の方で見ていただければわかりますけれども、垂直に立ち上がっていて、逆に言えば、オーバーハングしている状況でございます。それを安全な勾配でカットすると、そうなりますと、一応あの地盤からいきますと、大体1対0.5の勾配で切り崩しまして、その上にモルタルの吹きつけを施すと。一番下につきましては、落石の防止用のフェンスですか、それをやりますよ、ということで今現在工事は進めておるということを聞いております。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 補修が必要な公共施設ということで、学校教育の担当いたしますところについて報告をさせていただきたいと思います。

それぞれの施設が既に築年から20年ないし30年という経年をしております。そういうことで、施設全般が大変老朽化しておるとというのが現状であります。先ほど議員ご指摘のありました下田中学校の体育館につきましても、既に承知をしておりますが、建設事業者等に現地に立ち会っていただいて確認はしておりますけれども、原因が特定できないという部分がありまして、なかなかその辺がすぐに対応できないという部分があります。また、先ほど市長からも答弁いただきましたけれども、緊急性の高いもの、それから影響の大きいもの、そういったものを順次5カ年計画の中に取り入れさせていただく中で、順次対応させていただきたい、このように考えております。

以上です。

議長（森 温繁君） どうぞ。

生涯学習課長（土屋和夫君） 公共施設の補修箇所でございます。生涯学習課としましては、青少年海の家のトイレの屋根修繕、旧宿直室の床の修繕、12公民館の中では、重立ったものとして、本郷公民館の雨漏り修繕、中公民館の外階段の取りかえ修繕、須原公民館のトイレ修繕、下田図書館の雨漏り修繕、文化会館にしましては、地下室の給水式冷温水器、同じく地下室のボイラー、それから雨漏りの原因と思われる外壁改修工事、大ホールのつり物ワイヤーリニューアル等となっております。私どもの方も、緊急性のあるものから補修検討しております。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

福祉事務所長（糸賀秀穂君） 補修が必要な公共施設ということで、保育所の関連でご質問がございましたけれども、ご承知のように、下田市内公立認可保育所4園、それから地域保育所2園ございます。建物につきましては、一番古い建物、白浜保育所、これが昭和37年5月、一番新しいもので須崎の保育所、これは平成5年4月となっております、いずれにしても老朽化が進んでいる状況でございます。雨漏り等の問題につきましても、各園の方からその都度その都度上がってきておりますけれども、風向きによって雨漏りがしたりとかということで、どこかと特定することがなかなか難しいんですけれども、その都度対応させていただいている状況でございます。

毎年度当初に予算の配分をしまして、各園の修繕費というものを配分させていただいておりますけれども、これも各園から上がってくる要求額に対しまして、100%満足のいける配分はございませんが、これらを踏まえながら、また年度の途中で新たに発生してきたものについて、緊急度の高いものから対応しているという状況でございます。なかなか非常に厳しい財政事情の中で、今後もそういうような対応をとっていかざるを得ないのではないかと現段階では考えているところでございますが、できるだけ現場の意向を反映させたような予算執行に心がけてまいりたいというふうに考えております。

また、下水道につきましては、現在下田保育所、それから須崎保育所が接続しております。下水道の供用開始の区域の中で、下田第3保育所、それから柿崎の保育所がございます。ご承知のように、第3保育所につきましては、幼稚園と保育所の今後のあり方につきまして、いろいろ議論されていることございまして、今後その方向性が明らかになるようなことを見据えまして、考えてまいりたいというふうに思っております。また、柿崎の保育所につき

ましては、平成 12年に単独浄化槽でございますが、増築の際に新たに浄化槽を設置したわけ
でございますが、あそこは厨房施設もございません。し尿処理だけでございますけれども、
費用的には、接続費用、それほどかからないという見積もりも出ておりますので、新年度予
算の中で、財政と協議しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 番外。

市民課長（山崎智幸君） 消防施設についてでございますけれども、上大沢の詰所で、今の
ところ私のところには報告は来ておりま……

〔発言する者あり〕

市民課長（山崎智幸君） 下大沢ですか。失礼しました。下大沢については、現在平成 17年
度末で2年経過しております。そして、工事地点はちょっとまだ聞いておりませんもので
から、これから至急調べたいと思います。

それと、第8次の消防施設の整備5カ年計画というのがこの 18年度で終わります。そして、
これから第9次の消防施設整備計画5カ年計画、これがこの9月にまた分団長会議で決まる
と思いますので、緊急性の高いところから整備していきたいと思います。よろしく願いい
たします。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 4点目の指定管理をされているあずさ山の家ということで、多くの質
問が出されました。私の方から答弁すべきことについては、ともかく答弁をさせていただきます。

最初に、固定資産を課することは、権利を認めることではないかということにつきまして
は、昨日の一般質問の中でも、税務課長を含め答弁をさせていただいたことではございませ
ん。所有者は投資をしましたものですから明確になっておりまして、それに伴いまして、地方税
法上課税をするものでございます。権利を認めるということではございますが、これも地方自
治法上の解説を読ませていただき、説明をさせていただきましたが、私権を設定することが
できないということで、これは、保存登記等々はできません。先ほど登記ができるのかでき
ないかの質問もありましたので、これは登記はできません。これにつきましては、やはり地
方自治法上の解説の中で、違反した場合、これは無効とするというふうに明確に条文化され
ております。これはできませんということではございます。

それから、リスク分担については、基本協定の中に記載してあるような判断でよろしいか

ということですが、基本的には 30万円という金額を境にそれぞれのリスク分担をしてありますので、議員の言われるとおりの判断でよからうと思います。ただ、いろいろと基本的な考え方がありまして、これは今後協議をするということにもなっておりますので、それに沿って今まで進めてきたところでございます。

それから、協定書でございますが、先ほど議員が言われたような何回か、また答弁をさせていただいておりますが、錬成館等々の取り扱いについては、明確に協定を結んでございます。言うなれば、この協定書は契約書でございます。100%安全かということですが、契約書でございますから、これは我々としては契約どおりという思いでございます。しかし、こういう時世でございますから、それに限らず、大変複雑な社会情勢の中でいろいろな問題が起きることは、100%否定はできません。ただ、この指定管理者制度を導入することは、今まで公の施設については、ご承知のとおり、行政または公共的団体が管理してきたということでございますから、何か問題があっても、これは内々の関係の中で解決をされたわけでございますが、門戸を開いて指定管理者、民間の企業を導入して管理を任せるということになると、一方ではプラス面が大きい部分があるわけでございますけれども、やはりこういうもめごとのリスクというのは、当然にこれは今までよりも多くなることは確かでございます。

しかし、この管理制度を導入ということは、そういうリスクがある以上に、やはり民間の活力を活用して、より有効な施設運営をしていくということのメリットが大きいという判断から、こういう制度が導入されたことだと思っております。

それから、4月21日の選定委員会で認めたその理由ということですが、これはやはり協定の中にも明確になっておりまして、議員言われるように、まず公共性の趣旨の尊重というのが条文の中にございます。指定管理者は、山の家を設置目的、指定管理者の指定の意義及び管理運營業務の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとするという指定管理者に大きくその趣旨の尊重を求めている。また、一方では、下田市は、本業務が指定管理者として利益の創出を基本とする民間事業者等のノウハウ活用によって、指定管理者により実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。大変条文の中は難しい判断になろうかと思っておりますけれども、選定委員会等々、また政策会議の中で、あの施設を今まで以上により活発、有効に活用して、目的であります地域の振興、また市民の利用の状況、そしてまた誘客を増やして、何とか経費の節減も図るという目的でございますから、それらに対しまして、選定委員会は指定管理者の申し出を認めたわ

けでございます。

私の方からは以上でございます。

議長（森 温繁君） 番外。

産業振興課長（土屋孝一君） そのほかに確認申請の関係で、たしか新築であるのに増築と
なっているということで、これは何なのかということがあったかと思います。これにつま
ましては、同一筆内にほかの建物がありますと、新築であっても確認申請上は増築という表現
をするということだそうでございます。

それから、もう1点、時系列の関係につきましては、議員どうい、どの……

〔発言する者あり〕

産業振興課長（土屋孝一君） 時系列で整理をとということですね。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 暫時休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時54分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

番外。

産業振興課長（土屋孝一君） どうも貴重な時間をお使いいただき、休憩していただいてま
ことに申しわけございませんでした。

今の件につきましては、時系列でまとめてあるものは、申しわけありません、ここにはご
ざいませので、この議会中にまとめまして、提出するというところでよろしいでしょうか。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 15番議員さん、いかがですか、今の答弁。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 暫時休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前11時 0分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

番外。

産業振興課長（土屋孝一君） 何回も何回も休憩していただき、まことに申しわけございません。

全体の時系列ということが、今私の方から言いましたようにありませんで、一応4月の協定書締結までの間の時系列が今ありますので、これをちょっと紹介してみたいと思います。

まず、2月10日に臨時市議会が行われております。これは指定管理者の指定について、臨時市議会が行われております。

2月27日に、指定管理者の方から施設改築及び設置承認申請並びに自主事業計画書の提出がありました。

3月9日に自主事業計画書の一部をこれは返戻しております。これは、基本協定書16条によりまして、受けて返すというだけのことでございます。

それから、3月22日に第1回目の選定委員会による施設設置改装計画に関する検討、これが行われております。この中で、重要事項として錬成場の新設、陶芸窯、井戸の掘削、それから2の施設改修としまして、フロントホール等の改修、こういうものの改修に関するものでございます。この大きく分けて2項目が選定委員会の中で検討されております。

3月24日に指定管理者との協議の上、留意点について保健所、消防署と協議、滅菌器の設置等がここで義務づけが出てきました。

それから、4月18日に第1回の政策会議を開催しております。

それから、4月19日に第2回の指定管理者への会議結果の伝達と協議を行っております。

それから、4月21日に第2回の政策会議を開催いたしまして、第3回指定管理者への会議結果の伝達と大まかな協議を行いました。それから、この日は県市町村行政室との協議を行い、協定書の内容についていろいろ情報交換をしながら協定書を作成しております。それから、4月21日に行政財産の使用許可申請、これを同日許可しております。

それから、4月24日に協定書の締結という形であります。

この後のことにつきましては、また細かくなってきますので、まとめてございませんので、後日お配りしたいと思いますけれども、これでよろしいでしょうか。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 番外。

下水道課長（長友重一君） 答弁の順番がちょっと逆になりましたけれども、下水道の件に

ついてお答えします。

まず、1点目の特定地域生活排水処理事業を蓮台寺、河内地区にという話ですが、先ほど市長の方から答弁したと思うんですが、現在は、この事業名は浄化槽市町村整備推進事業という事業名称に変わっておりまして、事業の内容は、簡単に言いますと、個人の屋敷の中に設置する浄化槽を市町村が事業主体となって設置するというのが主な事業です。そして、設置費の3分の1を国が補助をして、個人の方は1割負担、残りは市が負担して、維持管理は、市が特別会計をつくって維持管理をして、そして個人からは利用料金という形で徴収して維持管理するよと、そしてその中で、浄化槽の設置だけが補助の対象となりまして、宅内の配管及び浄化槽から河川まで放流する費用は個人が持つという事業で、この事業が誠司議員の方からいい事業だよという提案があったんですが、負担的にどうかというのは、まだ僕らも試算していないんですが、果たして本当に割安になるかというのは、ちょっと判断が今のところできておりません。

2番目の計画区域の縮小による補助金の返還防止ということですが、基本的に前から言っていますけれども、現在の下田市の下水道は、433ヘクタールを100として、現在299ヘクタール、割合とすると約70%を事業認可を受けて実施しております。そして、終末処理場等大きな施設は、100に対するものを受け入れるということを前提で施設をつくってありますものですから、当然事業が縮小すれば、それに見合う分の補助金の返還の対象というのは、当然生じると思います。

それで、生じない方法ということですが、現在全国的にも下水道の区域を縮小してやめるというのは例がないということで、県の方もちょっと慌てているんですが、先ほど市長の方から言いましたように、下水道室だけでなく、静岡県全体としてとらえて、今後どうしようやということで今県と協議していますもので、もう少し時間を下さい。

それで、3点目の供用開始地区の接続率の向上ということで、昨日、鈴木敬議員の方からも同じような話が出たものですから、一応方策としては昨日話したとおりなんですが、3年以内に接続というのは、下水道法1条で、くみ取り便所については3年以内に接続しなければいけないよという法的な根拠がありまして、現在通常の一般のし尿処理浄化槽については、法的にはなるべく早い時間という言い回ししかないもので、3年以内にやらなくても、罰則規定がないというのがネックになって、それ以上僕らはお願いだけしかできないというのが現状です。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

教育長（高橋正史君） 6番目の学校教職員の人事についての項で、まず最初に指導力不足教育というような形については、指導力不足教員とは、指導力不足教員への対応に関する事務取扱要綱という中に、指導力不足教員とは、病気、障害以外の理由で児童・生徒の指導に際し著しく適切さを欠き、継続的な職務遂行に支障を来すため、人事上特別な措置が必要と決定された教員というような形の中です。現在各学校よりの指導不足教員の報告はございませんので、内申していません。

それから、教職員の人事に教育長云々というような形ですけれども、これはご存じのように、地方教育行政の組織運営に関する法律の中で、いわゆる教職員は県費負担教職員ですので、任命というのは県教育委員会です。県教育委員会は、各教育委員会の内申を待つというような形の中で、各教育委員会は、教育長の助言によりというような形で、それから教育長というか、教育委員会は、学校所属校長の具申というような形の中で人事が動いている。だから、教育長の独断でというような形ではなく、当然だと思いますけれども、そういうような形の中で教職員の人事が動いているというふうに思います。

ご指摘の学校については、確かに病特休で休んでいる教員が2人います。確かにこのことについては、好ましくないあれだなど、結果としてそういう意図的にやるということは無論ありませんけれども、そのことについては講師の対応ということ、これはちゃんとした免許のある教科、今非常に若手の優秀な……

〔発言する者あり〕

教育長（高橋正史君） 講師の対応については、こちらの形としてそれ相応の人を配置する中で、ただ特休、病特休、休職の間についての人事異動というのはできませんので、その辺についてはよろしくお願ひしたいというふうに考えております。

それから、何かご指摘の中学が問題がある教師ばかり集まるという、決してそういう形ではなくて、英、数、国、理、社、音楽、美術、家庭、体育というような形の中の教科の中で、それぞれの立派な、当該等の学校の中へ行ってもらえればよくわかると思います。そういうような形の中での、実はこの間の音楽会ですか、対外的なものにも出場しましたし、運動そのものについても非常に頑張っていますし、そういうふうな授業を参観した中でも、特別におかしいというのは決してありません。非常に小規模の中、50人という小規模な中学の中では、実に地域の特色を生かした立派な教育をしていると私は思います。

以上です。

議長（森 温繁君） 質問者にお願い申し上げますけれども、ここで 10分間休憩したいと思いますけれども、よろしいですか。

それでは、10分間休憩いたします。

午前 1 1 時 1 1 分休憩

午前 1 1 時 2 3 分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、15番 土屋誠司君の一般質問を続けます。

〔「答弁漏れ」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 答弁漏れ何かありませんか。

1 5 番（土屋誠司君） 言っているんですか。

議長（森 温繁君） 15番。

1 5 番（土屋誠司君） 箕作三差路ですけれども、土木事務所にどのような要請をいつ、どうやってやって、その結果はどうかということは答えてないんですよ。

それと、山の家ですけれども、指定期間の満了時とはいつかということを知っているんですけども、2年3月31日かということですけども、それでいいかということと、それで井戸の増し掘りが不許可の理由と、24日の許可の理由をこれも言われていないんですよ。それとあと、占用料というか、一時使用料というか、それを一時使用させるということになったということは、占用料を取らなければならないですよ、その占用料は幾らになって、どうなるかということも答えていない。

議長（森 温繁君） ただいまの答弁漏れについて、答弁をお願いします。

箕作三差路の件、どうですか。

番外。

建設課長（宮本邦夫君） 箕作三差路の土木事務所の結果というようなお話しですけども、これにつきましては、先ほど市長の方から答弁がありましたように、土木事務所につきましては、今のお吉ヶ淵までの渋滞、あの辺も全部把握しております。その中で、どういうことならいいのかということで、今、内部でも検討しているみたいなものですから、その結果はまだうちの方に入ってきておりませんので、またそういう結果が入ってきて次第、市としてもまたどういうことならこれを要望していくか、その辺も含めて、また今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

産業振興課長（土屋孝一君） 指定管理者の指定期間でございますけれども、現在結んでおりますのは、2年3月31日まででございます。

それから、井戸の理由でございます。

井戸の承認の理由ということですが、施設内の水が大変不足しておったと、それから沢水をとっていることによって、非常に不安定であったということから水は十分欲しいということの中で、それがこの施設にとっても非常に水は重要である、大切であるということ、それが政策会議の中で承認され、許可がされたものでございます。

〔発言する者あり〕

産業振興課長（土屋孝一君） 不許可。

〔発言する者あり〕

産業振興課長（土屋孝一君） 不許可、21日。

〔発言する者あり〕

産業振興課長（土屋孝一君） 21日の不許可のことは、一応あそこの施設の中に地震計があります。防災局がつけております地震計に影響があるという形で考えておったわけですが、ここの中でその内容を地震計の関係で設置者に問い合わせましたところ、市の方の施設であるもので、やる内容を詳しく伝達してくれば、その内容に沿って対応できるということで、これが逆に許可の内容となったものでございます。

それから、使用料につきましては、この施設が山の家に対する利用価値を高める附帯的な施設として許可している関係から、一応使用料につきましては免除という形をとっております。金額的には、3万5,772円というのが出ておりますけれども、免除という形をとっております。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 15番。

15番（土屋誠司君） では、再質問させていただきます。

まず、吉田松陰ですけれども、ぜひこれは貴重なものでありますので、保存修復はしなければならぬ。市には金がない。ですから、民間の人で寄附する人もありますので、市に金を出せじゃなくて、ぜひ若人として受け入れの基金の条例をつくってほしいということです。それができるかどうか。

それで、偽層のところですけども、松陰の像の西側は、県の指定文化財じゃないということなんですけれども、あそこがやはり松陰像とマッチして文化的価値もありますので、ぜひ下の陥没したところへコンクリート等を充てんして、そうすればオーバーハングはある程度なくなるし、今は樹木が生えていますよね。あれで見えなくなるしね。上の剪定等をすれば、崩れてこなくなると思うんですよ。ぜひその辺を県に要望してやって いただきたいと思っています。

それと、先ほど補修の必要な公共施設、緊急性のあるものからやると言っていますけれども、これは前々から言っていることであって、ただ先ほども例えば下中、屋体の漏っているのはわかっているといいますけれども、自分は消防団で、あのグラウンドを時々借りて見ていますけれども、屋根は真っ赤っかですよ。あれでどこが漏っているんじゃないかと、屋根自体が劣化している、そういうことを直していかないと、後莫大なものがかかると思うんですよ。そういう予算をつけていかなかったら今後大変になるので、その辺についてどう考えているのかということを知りたいです。

それから、先ほど柿崎保育園が下水道が接続されていないと、これは供用開始はいつだったんですかね。恐らくかなり前だと思うんですけども、こんなようなことをされていたら、いわゆる市民につなげなんていうことはできないと思うんですよ。その辺について伺います。

下水道については、特定地域が浄化槽にというか、その名前が変わったけれども、やり方としては同じだと思うんです。ぜひこの件を検討して、下水道は本当の何ですか、お荷物なんですよ。全国で黒字になっているところはないと思うんです。ですから、管渠は長くなるし、ある程度市の負担と、今個人は1割と聞きましたけれども、それで持ち出しの排水は個人負担になるといいますけれども、ある程度は市が持ってやっても、今下水道つながっていくよりは、市の負担は少ないと思うんですよ。その辺について、ぜひ検討してやっていきたいと思っています。この件に対しては、やはり全国にも困っているところも多いし、ぜひ県でじゃなくて、国までもすぐ巻き込んで検討していただきたいと思っていますよ。自分は国へ電話したら、原則的には違約金と、それはなるけれども、それはケース・バイ・ケースで、何かあるかぜひ早目に相談した方がいいと言っていました。ぜひそういう部分もやっていただきたいと思っています。

それから、指定管理のところですけども、先ほど錬成館ですけども、民間の施設を全体としてだから申請が増築になるといいますけれども、あそこは市の施設というか、その中の増築ということは、これでいいんですかね。市の施設を増築に確認、民間使用になってい

るんですけれども、建築確認申請を民間にさせていいのか。それで、先ほど指定期間満了、2年3月31日となっているというんですけれども、ではその時点で市に寄附がされるんですか。

それと、先ほど時系列のことを申し上げたんですけれども、これは、議会から指摘されたたびに後追いでいろいろな変更等が出てきているんですよね。その辺がだから、これでは非常に条例に反すると思うんです。ですから、それを申し上げているんですけれども、ぜひこれは早目に出していただきたいと思います。

それと、箕作の交差点ですけれども、具体的には、だから6月議会後のどのような、いつ、県にどうやって要望したかですよ。それで、その結果はどうなったかという、これは県で検討していると言いましたけれども、この前企画課に行ってきたんですよ。課長も担当係長も何にも知らなかったと言っている。どこへ行ったんでしょう。それで、係長だと思いますけれども、その人もすぐに来て、こんなに渋滞していると思わなかった。その人は、蓮台寺駅前からつかえていましたと言っていましたよ。だから、市が今までもそうですけれども、県は県の事業だという市の感覚があるんですよ。そうじゃなくて、市内のものは、全部市が関係するんです。ですから、市民も観光客だってあの渋滞を見て、1日じゃないですよ、これも恒常的に起きる。それを一日でも早くちゃんと解決するのは、地域の自治体の行政の役目だと思うんですよ。それを何もやっていないじゃないですか。やっているんですか。ぜひあれは、歩道40メートルぐらいあって、あそこの松崎線の方は歩道が狭いけれども、414の下田側は広いと思うんですよ。せめてあれを1メートルでも削れば何ですか、交差できて、右折があっても松崎線はどんどん流れるから、ある程度解決できると思うんです。それはすぐできることだと思うんです。それを向こうが検討しているからという、当の企画課は知らなかったですよ。どうなっているんですか。

それから、学校教職員の人事ね。先ほど教育長は、ただ、今は問題がなくて非常によくやっている。そうじゃなくて、教育の問題じゃなくて、教育委員会の指導の内容ですよ。教育長には、県教委の人事異動ということですし、それで内容については校長の具申だというふうに、校長の具申はどうでね。それを県教委にどうやってきたかですよ、4年も。今までも何ですか、問題があった教員がいてもなかなか異動させなくて、異動させるとほかへ行っては退職したり、そういうことはあるでしょう。10年以上ですよ。早く、昔やっていた杉村医師がいた頃、あの先生もその頃問題提起しているんですよ。それは指導力じゃなくて、専科の先生がずっといないというか、それを稲梓はずっとあるんですよ。幾ら小規模で、教育

長は、臨時とか何かで今現在は教師の人を配置する。その問題じゃなく、そういうことを県教委にどうやってやっているかです。それで、今の4年目の人ですけれども、学校へちょっと出てくると休んで、それを繰り返していると、これは永久に続くわけですか。たしか前には、二、三年でほかへ回すというようなことは普通はできないけれども、するしかないと言っていましたけれども、2人が4年目ですよ。これはどうなっているんですか。

議長（森 温繁君） 番外。

産業振興課長（土屋孝一君） 山の家の件でございますけれども、確認申請につきましては、先ほども言いましたですけれども、本来このものは新設でございますけれども、同じ筆内に物がありますと、確認申請上増築という表現となるということでございます。

それから、2年3月31日に市のものになるのかということですが、これにつきましては、指定管理者でなくなった場合はという形であります。この3年後にまた公募という形がとられて、その結果によろうかと思えます。

それから、時系列の問題につきましては、なるべく早くつくりまして対応したいと思えます。よろしくお願ひします。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 番外。

教育長（高橋正史君） 教職員の人事についてで、ご指摘の学校にまだ病特休者、休職というような形で2人いるという形については、確かに早く解決しなければならないというような形は本当によくわかっていますけれども、ただ、いわゆる何度もというのは、復帰訓練というのをしまして、そしてそれが認められれば復職というような形の中でしていく。また、若干2度目のがうまくいかなかった。2度うまくいかなかったという教師もおりまして、特休1年、それから引き続き3年休職というような形が教職員の権利として存在しているわけです。そういうような形の中で、私たちも重々そういう様子、その状況については苦慮していますけれども、やはり教職員の身分というような形の中で、県教委、教育事務所等が協議をしてお話していますけれども、身分上の処分のないような形の中で長引いているということについて、非常に遺憾に思っているわけです。

そのあれとして、特別な教科があって、英、数、国、理、社、音楽、美術、体育 という、それから道徳というような形の中での教科については、ご指摘の学校については、ほとんどの教科、前以上についていますし、それから例えば音楽とかという専科にないものについては、加配というような形をお願いしています。そういうような形の中で、決してそのままむ

やみに継続しているという形じゃなくて、そういうような形の中でどう学校運営をしていくのかというような形については、学校ともいろいろ相談しながら誠意を持ってやっているつもりです。

議長（森 温繁君） 番外。

生涯学習課長（土屋和夫君） 吉田松陰像につきまして、民間基金を募ったらどうかということでございます。先ほど申したかわからないんですが、像にひび等がございまして、最良の保存計画をし、関係機関と相談して検討していきたいと思います。

それから、陥没したところにつきまして、コンクリート等でやって、偽層理も見えるようにやったらどうかということでございます。これにつきましては、土木事務所に対して、なお一層偽層理保存をしていただくよう伝えてまいります。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

建設課長（宮本邦夫君） まず、柿崎の三島神社の偽層理の関係でございますけれども、これにつきましては、地元の方から急傾斜地事業ということで要望がありまして、それも採択を入れまして今年から工事に入っております。ご指摘の偽層理の下のモルタルをというような、コンクリートですか、そういうようなお話ですけれども、急傾斜事業をやる以上は、やはり再度そういったものが起きないように工事しなければなりません。これにつきましては、その地盤によりまして、のり面の安定工法が変わったんじゃないかというふうに思います。今のお話ですと、ただ下だけというよりも、やはり山全体を安定勾配で切りまして、それにあとは風化防止のモルタル吹きつけという工法が採用されておりますけれども、あそこの例えば414の宇土金あたり、あれはのり枠だったことですね。ああいう工法もやっています。ですから、土質によりまして切る勾配、あるいはのり面の安定、のり枠をやってみたり、モルタルをやってみたり、あるいはアンカーボルトで固定してみたり、そういった工法もとられておるといふふうに思いますけれども、今回のこの三島神社につきましては、安定勾配で切りまして、5分で切りまして、一応風化防止のモルタルをやるというようなことで現在進められております。

それと、箕作三差路の関係でございますけれども、6月にありまして、その後要望しているのかと、企画の方は聞いていないよというようなお話ですけれども、工事1課の方が実際工事をやりますもので、うちの方は工事1課の方と一応そういった話をさせていただいております。

〔発言する者あり〕

建設課長（宮本邦夫君） いつ。ちょっと今、日にちまでは。

〔発言する者あり〕

建設課長（宮本邦夫君） はい。一応工事1課の方にそういったことで暫定的な拡幅ですか、そういったこともできないかと、そういうことは6月の答弁の中にも、稲梓 区長会ですか、そういったものも全部土木事務所もわかっておりますので、また再度拡幅、それとあと、拡幅が遅れるようであれば、再度警察の方へ右折の時差式信号ですか、そういったものをまた要望していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 下中の体育館の屋根が大変ひどい状況にあるよというご指摘、私ども担当も屋根に既に上がっておりまして、現場は見ております。昨年は朝日小学校の施設を、それからその前は稲生沢中学校の施設の方を改修をさせていただいているようです。前年の補修費も若干もちろん盛っているわけですから、そういうところに対応できる部分については対応し、また大きく改修しなければいけないという内容については、年次計画、先ほど申しました5カ年計画の中に織り込んで対応させていただきたい、このように考えております。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

福祉事務所長（糸賀秀穂君） 公共施設の維持管理に関しまして、下水道の接続のご質問でございます。柿崎保育所が下水道の供用開始区域に編入されましたのは、平成 16年でございます。公共施設から下水道の接続をしないと、住民に対しての垂範にならないというご指摘でございます。ご指摘のとおりでございます。財政事情が許す範囲内で、下水道の接続について検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（森 温繁君） 15番。

15番（土屋誠司君） まず、吉田松陰像ですが、補修の基金ですけれども、ぜひこの受け皿をつくってくれと要望するんですけれども、どうなんですかね。市に金を出せというわけじゃなくて、そうしてなかったら、寄附者のあれも通らなくなりますよね、市に寄附したという。ですから、ぜひつくっていただきたいと思うんです。その辺について伺います。

それと、山の家ですけれども、先ほど指定期間満了だけれども、継続になった場合にはと

言いますけれども、そうするとやはりいろいろな問題が出てくると思うんですよ。ぜひその辺で、市に寄附させてもらうというのが一番最良かと思います。さらに、会社を買われたとか、吸収合併とかになったときには、法人がなくなるわけ。そのときには、これは対応できなくなると思うんですよ。そういう問題があるので、ぜひ今すぐに寄附か、あるいはせめて3月31日と期日を切って、そういうことをやるべきだと思うんですけども、その辺については本当に大丈夫かと、それを再確認。

それから、先ほど教育長、正常な教育ができないということは、本人に問題があるけれども、指導者、教育長の責任があると思うんですよ、教育委員会の。ただ、いつも教育長に言うのと、県教委がやっていると言いますけれども、実情はこっちが全部言っているわけで、それに基づいて向こうがやるわけであって、その点はどうなのかということと、それでこういうことを休んだり、何か出たりしていると、永久に続くわけですか。その人に給料を払っているというのは、これこそ税金のむだであって、ぜひ学校じゃないところへ配置すればいいじゃないですか。身分の問題があるといっても、教育長だって昔教育委員会にいたとか、そういうことがあるでしょう。そういうふうな人事異動だって考えられるんじゃないですか。そういうことをぜひ、今まではなくたって、それじゃなかったら、4年も2人なんてこれはとんでもないことですよ。それで、今は、専科教員は配置されているので、今まではなかったんですよ。それを歴代の教育長にもずっと言ってきた。3年間もその頃いて、例えば理科なら理科が、1年から3年までその先生がいなくて、そういうことが往々にあった。それがだから、杉村医師がいた頃からずっと言われているんですよ。ですけども、個々にはみんなぶつぶつ言っているけれども、公には言っていないですよ。そういうことがずっとあった。だから言っているんですよ。それで、今回の場合は余りひど過ぎるから言わせてもらいましたけれども、ぜひ県教委にこの実情を言って、来年度はちゃんと始末していただきたい。

議長（森 温繁君） 番外。

産業振興課長（土屋孝一君） 山の家の件でございますけれども、2年3月31日、このことについてでございますけれども、それとなおかつ土屋 議員の方から今言われました多分倒産等による問題点であろうかと思えます。これにつきましては、一応基本協定書の4条第1項の中に、第1号、第2号でその点につきましてうたっております。これにつきまして、今朗読させていただきます。

1号が、法人その他の団体が会社更生法における会社更生手続、民事再生法による民事再生手続、商法における会社整理手続及び特別清算手続及び破産法による破産手続をしたとき、

それから2号、財務状況が著しく悪化し、金融機関より取引停止処分を受けた場合等規定に基づく管理の継続が困難であると認められるとき、こういうときには、こちらの方から一方的な指定の取り消しができるという形があります。これによって、一応担保しておると思います。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 番外。

生涯学習課長（土屋和夫君） 吉田松陰像につきまして、基金の受け皿をつくってほしいということでございます。これにつきましては、検討させていただきたいと思います。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

教育長（高橋正史君） この状態がずっと続くということではありません。先ほど言ったように、特別休暇というのが1年という限度、それから休職というのが3年という限度ですので、永久に続くということはありません。先ほど該当の中学がいわゆる教科が全部と、9教科、確かにあそこは3クラスしかありませんので、1、2、3の1クラスずつ、だから例えば下中であれば10クラスというような形の中で、配当の中で英語とか数学が、各学年が複数ないし3ないし4あるときには、英語があつたりとか、それぞれ教科で行くわけですけども、この中で教員が7人ぐらいしか配置されないとすると、当然9人配置するという形は、これはできない。ただし、免許を2つ持っている方もいますし、それから例えば美術なら美術という方で、非常に堪能なほかの教科の先生もいますので、そういうような形の中で対応をしています。

それから、先ほど音楽とか、そういうような教科については、これはどこの国語をとった上で先生がやるというような形はできませんので、免外解消といいまして、そういうような加配の配当をしてやっていくというような形です。県教委のこういうのは異常、確かに正常ではないというふうに思います。その形の対応については、ただ身分上あんなに2人いるから、そのままやめなさいとか、どこかへ行きなさいと いうような形の中、やはり法律的な形の身分取り扱いというものがありますので、ただ、このことについてはいろいろな形で、当然だとはとても思っていないので、当中学の教育課程が正常に行われるような形での対応というのには、誠意を持って当たりたいというふうに思います。

議長（森 温繁君） 15番。

15番（土屋誠司君） 教育長、誠意を持って対応するというけれども、永久にあればなら

ないと思うんですけども、こういう状態は、来年度は大丈夫ですか。今までみたいに言うてあるで、そのまま県教委が人事をやっているよなんて言うて ずるずる来たら、こんなことをしたら、やはり自分たちの議会として、県に対し請願等を出さなければならなくなると思うんですよ。こんな状態じゃね。教育長が言われるいろいろな権限があるわけですよ。代用教員、あっち行けこっち行けとか、そういうこともやっているでしょう、事實は。だから、せめて自分たちの事務局へ引き取るとか、何かあるでしょう。そういうことをぜひやってくださいよ。

議長（森 温繁君） 番外。

教育長（高橋正史君） 私のできる限りの職責としてはできますけれども、できないこともありますので、できる範囲で鋭意 動きたいと思います。

議長（森 温繁君） よろしいですか。

これをもって、15番 土屋誠司君の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後 1時 0分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を続けます。

次は、質問順位6番。1つ、農村体験宿泊施設あずさ山の家運営について。2つ、公共下水道について。3つ、市税等の滞納の実態について。4つ、市の建設工事等にたずさわる労働者の雇用条件、労災保険等の加入の実態について。

以上4件について、10番 小林弘次君。

〔10番 小林弘次君登壇〕

10番（小林弘次君） 午前中の一般質問に引き続きまして、日本共産党議員団を代表いたしまして、議長から紹介を受けました4件につきまして一般質問をさせていただきます。

まず、第1点のあずさ山の家管理運営についてでございます。

議員の皆さんもご承知のように、下田市の農村体験宿泊施設としてのあずさ山の家は、平成2年、平成3年の2カ年にわたりまして、たくさんの国・県の補助を受けまして、4億8,000万円の市費をもって建設されたものでございます。これは当時の3期山村振興事業あるいは農村活性化事業として採択されたものであります。設置の目的はご承知かと思います

が、農村体験を通じて都市と農村との交流、そしてそれを得られた農産物、あるいはその他をもって交流、農産物その他の販売を進めながら地域の活性化を進めるという、こういう目的で設置されたものであります。

このあずさ山の家につきましては、平成 18年度から石井市長は、これまで市と下田市の振興公社で管理していた施設を指定管理制度の導入ということで、市内東本郷にあります株式会社栄協メンテナンスに全面管理を委託してまいりました。それから約6カ月が過ぎたわけでございます。この件につきましては、あずさ山の家指定管理については、当初から問題があったわけでございます。その問題点の第1は、この指定に当たりまして、この指定についてをいかにすべきか、いわゆる指定管理者制度について、市の市民文化会館初め公共施設の管理運営について、いかに指定管理者制度と適応させるかという特別の市民代表による委員会が設置されたわけなんです。その委員会の結論は、基本的にはこれまでの振興公社管理と、振興公社に約2カ年ほど引き続いて管理を委託し、その結果をもって、今後の本格的な指定管理制度に移行すべしという、これが基本的な答申でございました。ところが、この答申に反して、あずさ山の家のみ公募によって今申し上げました東本郷の株式会社栄協メンテナンスさんが指定を受けて管理を行うという、こういうことになったわけです。

この議論の中で、2月の議会でもございましたが、この指定管理をすることによって出された計画書あるいは指定管理料ゼロ円という、こういう状況からして、あずさ山の家公共施設としての性格よりも、指定を受けた会社の収益事業を優先するような、こういう管理運営になるのではないのかという、これが一番危惧された問題点であったわけでございます。

以上を踏まえまして、今日の経緯を見たときに、まず昨日と今日の一般質問の中でも明らかにされたように、この指定管理に伴って基本的な管理協定が行われているわけです。この基本協定につきまして、私は、この6カ月間、基本協定に基づいて正確に管理運営がなされているかどうかをまず第1点市長にお伺いいたします。と申し上げますのは、指定管理の基本協定においては、それぞれのリスク分担、あるいはそれぞれが負担すべき状況あるいは施設管理の基本的な方向という、こういうものが定められております。この点について、まず基本協定に基づいて正確に管理運営がなされているのか。私は基本協定に基づいて、実は管理運営が損なわれているのではないかという疑問を持っているからでございます。一つ一つ質問いたします。

質問の第1点は、農村体験宿泊施設についての条例では、いわゆる公の施設ですから、条例で使用料その他を決めております。ここに下田市のあずさ山の家に関するパンフレットが

ございます。今回指定管理を受けた栄協メンテナンスのパンフレット がございます。この2つのパンフレットを見た限りでは、栄協メンテナンスのあずさ山の家に関するパンフレットは、1泊5,775円という、こういう明確に1泊2食つき 5,775円という、こういうパンフレットで宣伝をし、誘客を図っているわけです。下田市のパンフレットは、条例どおり、あずさ山の家は食事を提供する施設ではなくて、冒頭申し上げましたように、農村体験の宿泊施設でございますから、農村体験を通じて得られた農産物、すなわちお米や野菜、鶏卵あるいは農産加工品を自らがそれを買うなり、得て、それをあずさ山の家の中の2つの厨房施設、いわゆる炊飯施設、野外の炊飯施設、そして屋内にある炊飯施設を利用してそこで自炊をして、そして宿泊、あるいはその他の時間を過ごすという、こういう施設であるわけです。

そういうことで、炊飯施設の利用料金を含めて、市外 4,000円、市内の人は 3,000円、中学生 3,000円、市内は 2,500円というこういう基本的な条例で使用料を定めております。ところが、今申し上げましたように、条例に定めのない 5,775円という規定というのは、明確に条例違反の管理運営ではないのかと、これが1つです。

もう一つは、このことと関連して、あずさ山の家の中核的な施設である炊飯施設が、いわゆるパンフレットにもございませんが、材料を持ち込んで、そして炊飯をすることができないと、こういうことになっております。先ほど申し上げましたように、4,000円というのは、あずさ山の家の中の基本的なものは、地域の農産物を使ってそこで炊飯をして、宿泊をするというものでございました。ところが、この炊飯施設を事もあろうに市と協議をして食堂に変えて、そしてそこで営業していると。そばを売ったり、うどんを売ったり、その他の食事を提供している。これは明確に施設の基本目的を変えたこれは不法な行為ではないのかと。これに対して、市長はどのような決裁をしたのかと、これが質問でございます。

さらに、あずさ山の家の問題点となったのは、1つは指定管理制度に当たって、基本契約において施設の増設、基本的な施設の改修については、30万円以上のものについては、ことごとく市の負担によってこれはつくるといふ、これは当然であるわけです。指定管理者が資本費にかかわる施設にかかわる費用を出して、自分で勝手につくり出したら、これは公の施設と個人の施設が並列する、こういう格好になって、公の施設とは言いがたいものになってしまいます。ところが、その基本協定に違反して、あずさ山の家の中の煉成館なる建物の建設について、市は栄協メンテナンスの申し出に対して許可を出している。これも市長が決裁し、認めてきたものなのかどうか。この点については、基本協定に全く違反する行為であると思いますが、その点についてはいかがか。

さらに、基本協定に反する問題として、あずさ山の家の中に古い井戸があったと市当局は言っております。その水を確保するために、その井戸を増し掘りをして、そして水源を確保するという。この費用は数百万円 かったといひます。当然この井戸は市の井戸でございますから、増し掘りした井戸は市のものでなければならぬ。その費用を全部指定管理者に出させるという、これまた基本協定に全く反する行為だというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

加えて、先般の伊豆新聞での報道によりますと、湧出した地下水は、極めて良質の地下水であり、将来はミネラルウォーターとして販売するという、こういうことを言っているわけでございます。こういうことが基本協定上許されるものであるかどうか、これをお伺ひするものでございます。

さらに加えて言えば、錬成館の建設について土屋誠司議員も指摘しましたが、公の施設の増築工事として、本来ならば、基本協定等からいったら、増築というのは下田市が行わなければならぬ。当然増築の必要があれば、その確認申請は下田市の名前で申請を出さなければならぬ。ところが、増築申請は、指定管理を受けた株式会社栄協メンテナンスが公の施設であるあずさ山の家増築ということで申請を出している。これが全く違法でもなければ何でもない、こういう答弁をしておりますが、これもまたいささか驚いているわけでございます。

そして、さらにこの施設については、県との協議の過程で、要するに堅固の建物であっても、契約終了時において寄附なり、あるいは取り壊しの契約があるならば、地方自治法上制限されている行政財産上における貸し付けということも、一時使用貸し付けをしてはいけないという規定から、一時使用ということでこれを免れることができるという、ということから、一時使用でこれを許可したと、この一時使用のことについて質問いたします。

行政財産の一時使用というのは、常識的にいえば、工事の関係上、例えばある施設の空き地に、あいているところに邪魔にならない 程度に資材を置かせていただくとか、あるいはあじさい祭り等で、公園の施設に一時的によしず張り等でもって売店を設置するとかと、これが一時使用であるわけです。ところが、今回一時使用で許可されて設置された錬成館は、建築費約 1,000万円くらい、建築確認もとっておやりになっていると。 1,000万円近くの、しかも永久建築物ではございませんが、木造の建築物です。これは建築基準法等の規定からいって、耐用年数は恐らく 20年から 30年というものであると思ひます。そうしますと、これを契約期間が満了したら取り壊すという、こういう 契約がそもそも有効であるはずはございま

せん。しかも、今後答弁によりますと、いや、期間はそうだけれども、この先ずっとあずさ山の家の管理を栄協メンテナンスが進めるならば、その先ずっと取り壊す必要はないですよという、こういうことを類推させるような答弁があったわけです。ここで問題になるのは、こういうあずさ山の家の公の施設に、個人の施設を次々とつくらせることによって、今後あずさ山の家の管理運営が、公正な指定管理によって行われることを妨げる実態になるのではないのかと、こういうふうに思うわけですが、その点について お伺いするものでございます。

2点目に、下水道の問題についてお伺いします。

下水道は昭和48年、約30数年前から事業が行われまして、ようやく全体計画の70%近く完了して、日量約1万2,000トンの汚水を処理する能力を持つ施設となってまいりました。投下された資本、市費は、数百億円を超えるものでございます。ここで現在の下水道の状況について、平成17年度決算書から見る限り、冒頭申し上げましたように、日量1万2,000トンの処理能力に対して、わずか3,000トンか2,000トンか、3,000トン内外の処理しか現実に処理されていないという実態がございまして。この点に関して、市長は、下水道の施設の有効活用についてどのようにお考えになっているのか、現状についてどのように把握されているのか。この点につきましては、土屋誠司議員が下水道整備区域内の実際に汚水の量に対して、どの程度の水が処理されているのかということについての質問をされたわけですが、この点については回答がございませぬ。重ねて、私の方から質問するものでございますが、整備された下水道区域内で発生する汚水の量に対して、下水道で処理されている汚水の量は、恐らく私の推定では3分の1以下だと思っておりますが、市長はどのようにお考えになっているのかお伺いします。このことは、極めて下水道処理施設の効率的な運営が全く行われていない、非効率的な運営であるということが明確になっているのではないかと思われます。

加えて、下水道建設から30年余が経過し、既に柿崎ポンプ場あるいは武ガ浜のポンプ場、須崎のポンプ場、そして終末処理場の機械設備、これらの老朽化が始まり、明日にでも老朽化に対応する投資が必要になってきているという実態がございまして。これらについて、市長はどのように理解しているのかお伺いするものです。私の見る限りでは、投資された機械類への投資が約35億円から40億円、恐らくこのリフォームに20億円から30億円が今後かかるであろうというふうに考えるものであります。したがって、緊急に施設の地域の拡大等という課題もございまして、1つは差し迫っている施設の老朽化にどのように対応するのか、この点について市長の考えをお伺いするものでございます。

加えて、下水道法では、処理可能な地域になった場合のくみ取り便所については、3カ年を限度に接続しなければならないという義務規定がございます。下田市の公の施設である市営住宅等のくみ取りの施設は、いまだに法律に違反して下水道に接続されていない。このことについて、市民に、法律に準じて3カ年以内にくみ取り便所は下水道に接続してくださいということをたびたび市は広報等を通じて訴えている。ところが、肝心の市は、自らのくみ取りの住宅を下水道に接続していないというぶざまな不法な実態があるわけです。古い建物だからやらないとか、お金もうけにならないからやらないとかと、こういうふうなお考えのようでございますが、この違法性について市長はどのようにお考えになっているのか、お伺いするものでございます。

そういうことのさらに土屋誠司議員も指摘されましたが、市立第3保育所、日量約数トンの汚水、調理上がございますから大量の厨房の汚水等が流れ出る公の施設です。この第3保育所等は、当然すぐ近くに下水道本管があるわけですから、接続がすぐ可能なんです、これらも行われていないと、こういう実態があるわけです。こういう実態を放置したまま、下水道の接続を市民に訴えると、呼びかけるという、これはやはりまずいのではないのかと、市は率先して公の施設の下水道の接続を何が何でも進めていくという、こういうことを通じて、下水道事業の財政的な確保というものを進めていかなければならないと、こういうふうに思うものでございます。この点についてお伺いします。

次に、建設工事等に携わる労働者の問題でございます。

ご承知のように、かつては年間20億円から30億円もの建設工事、土木工事等がございました。今は財政難ということで、数億円にとどまっていると思います。しかし、現在の下田市の発注する建設土木工事等は、受注者の実態を見ますと、大体受注者は受注はするけれども、工事は基本的には下請の業者、あるいは下請から提供された人々をもつて工事を執行しているというのが実態で、受注会社が直接工事に携わっているというのは、まれであると思います。私の調査した限りでは、そういう実態にあります。そこで働いている若い人を含めまして、大方の人たちが日額幾らという、こういう賃金で働いているわけです。しかも、労災の保険も入っていないし、雇用保険もないという、こういう実態が浮き彫りになってまいりました。市の建設工事においては、工事費の積算に当たって、人件費におけるところの保険料あるいは労災等の保険料等については、当然積算単価に加わっているわけでございます。それらがなされていないということは、極めてゆゆしき事態だと思いますが、こういう点につきまして、発注者である市としてこの実態を調査し、そして改善する必要があると思います。

が、いかがでしょうか。

この点については以上でございます。

最後に、平成 17年度の決算が議会の前にも明らかにされました。この平成 17年度の決算書、一般会計から水道会計までの各特別会計の決算を通じて、極めて特徴的なのは、下田市の財政難が叫ばれている中で、全体として 15億円を超える未収、未納金を抱えているという問題でございます。15億円です。

毎年こういうパネルを出して恐縮ですが、市長、これを見ていただきたいと思います。

市税で約 10億円、国保税で 4 億円、水道料金で 1 億円、そのほか見ていただければわかると思いますが、全体として 15億円、今年市は財政難を理由に 10%の職員カットを断行いたしました。議会も協力をするというので、議員の報酬、とりわけ報酬の中の期末勤勉手当のカットというものもしました。しかし、一方では、このように莫大な、膨大な未収を抱えている。注目されるのは、市有地の貸し付けというような特殊なものであっても、一千数百万円の未納を抱えている。国保については 4 億円。この数年間、市民に対して国保税の値上げを次々としてきた。一方では、こういう 4 億円もの未収を抱えながら値上げを続けてきた。取れるところから取って、出さない人からはもらわないと、これが実はこの未収というものを次々と呼んでいると思います。

ここで市政の改革の方向というのは、単にやはりこの数字を見た限り、私は、この数字の背景の裏にある事態というものを真剣に考えなければならないと思います。その背景にあるのは、いろいろな人があろうと思いますが、多くは市税、国保税、その他の負担も納めようと思うと、本当に納めたいと思う。しかし、市民の地域経済の状況、観光から漁業、農業、そういう状況からは、こういう市税負担を、あるいは税の負担をし切れない、こういう状況がこの背景にあると思います。それが端的に言えば、値上げをすればするほど、国保税のようなものは滞納が広がるという、こういう実態を示しているものでございます。

今、国や県、下田市が合併によって財政の再建をしようとしている。合併によって財政の再建が可能かといえ、財政の再建は、私は地域の住民の地域経済の活性化、下田でいえば、観光を中心とする農業や漁業、あるいはその他の産業が大きく発展し、それぞれの地域の住民が税の負担やさまざまな負担に耐えられるような、そういう状況をつくり出さずして、合併によって財政再建をしようというのは、これは全くの本末転倒であるというふうに思うわけですが、私が申し上げましたこの滞納の状況の背景というものについて、市長はどのようにお考えになっているのかお伺いするものでございます。

大変雑駁ですが、以上をもちまして質問といたします。

議長（森 温繁君） 番外。

市長（石井直樹君） 小林議員の最初のご質問でございましたあずさ山の家の関係でございます。

一応市長に、市長にという形でご質問をいただいたものですから、私の答えられる範囲内でのお答えとさせていただきます。また、いろいろ細かいことにつきましては、当然のことながら私以上に担当課課長がいるわけでありますので、答弁をさせていただきたいと思いますが、あずさ山の家の関係で指定管理者、栄協メンテナンス、ここと交わしてある基本協定に違反した行為がないのかということが、まず最初のご質問でございました。

私の方は、当然のことながら担当課から上がってくる協議事項というものについては、最終報告がありますので、適切な報告があれば、それに対して了解をするというような形で考えております。市長がすべて、一々私が窓口で受けてやるわけではありませんので、担当課がおりますし、また間には助役がおります。このあずさ山の家につきましては、いろいろ種々議員の皆さん方からご質問が出る課題でありますので、慎重に最後の報告を聞くというような形をとらせていただきますが、今のところ正確に行われているかという質問につきましては、いろいろ指導をしながら、時には少し行き過ぎの部分があるから、これは気をつけなければいけないよというようなことを指導しながらやっているということで、報告は聞いておりますので、協定書どおりに正確に行われているというような判断をさせていただいております。

あと、条例で定められておりました自炊というような形で、料金設定の違いというもののご指摘でありましたが、これも今までの議論の中で、いろいろ議会の中でも協議、審議されました。それもご質問の内容でございますので、担当の方から答弁をさせていただきますが、この料金設定について不法な行為であるということに対して、市長はどのような決裁をしたのかというようなご質問、それから錬成館の立ち上げの問題、先般新聞に出ておりました水に有効成分が含まれている、将来はミネラルウォーターとして販売もというような考え方があるということにつきましては、まだ私の方には、ミネラルウォーターのどうのこうのということは、考えとしては来ておりません。ですから、受けている方が今後どのような形で、地元の方にも自由に飲んでいただけるような仕組みを何かつくったようでありませけれども、飲用とする分については、余り責任持たないよみたいなことが書いてありました。内容については、まだ私の方は精査をしておるわけでございますので、もし担当課の方でその経過

についてわかれば、答弁をさせていただきたい、このように思います。

公共下水道の関係であります。今までの中で、公共下水道が有効利用されておるかというようなご質問だと受け取りました。これにつきましては、やはり接続率の問題というのがあるかというふうに思います。この下水道を立ち上げるときに、いかに接続をさせるかという施策が僕は当時なかったのかなというふうに今思います。いろいろなところで下水道工事をやる中で、やはり市が一体となって接続率を上げていくという施策からこの事業がスタートしたところは、すごく接続率がよくなっています。そういう中で、スタート時点から接続率の問題がもう少し慎重に審議されてスタートしておれば、もっともっと接続率は上がっていたのかなということで、現在は、整備の割に、やはり単独会計としてやっていくには大変収入面が少ない、維持費の割に収入の方が少ない、こういう状況でありますので、環境保全のためには大変役に立っている事業でありますけれども、なかなか事業的にはかなり厳しいものであるというような判断をさせていただいております。

それから、汚水量の問題とかの問題、ちょっと私の方はわかりませんので、量的なこと、下水道課長がわかれば答弁をさせていただきますが、あとは、くみ取り式のところは、3年以内にどこでもそうなんです、接続しなさいというのが法的にあるということですが、下田市の市営住宅のことでしょうか。うつぎ原の方ですか。

〔発言する者あり〕

市長（石井直樹君）のこと、はい。そこは当然数年前に下水道の接続地域になっていると思いますが、今までの担当課の方ですと、このところも壊す可能性もあるとか、いろいろな形の報告の中で、大変申しわけないんですが、むだな投資ができないという財政状況の中で、後送りされてきておるのではなかろうかというふうに考えております。

あと、滞納関係の問題でパネルを今示されました。うまくできておまして、年度ごとのところを張りかえれば、毎年使えるというような大変いいパネルでありまして、努力されているなというふうに私は思いました。その中で、やはり滞納というのは大きな問題、滞納、それから未収金の問題であります。今細かく小林議員の方から、いろいろ市税関係から国保から示されました。なかなか実態としては、特に税務課の方に滞納係というのを設けて、この辺の整理を専門にさせる部署をつくって今進めているわけですが、なかなかやはり大きな金額、あるいは市外の滞納金というのは大変難しい、いわゆる調査をしなければならぬという部分が大変あります。ですから、多分大きな滞納の中の部分の約半分ぐらい、10億円のうちの半分ぐらいは市内、それから半分ぐらいが市外というような今状況下であろう

かというふうに思います。そのうちの市外のうちのやはり約2億円近くが、土地保有税という形の中で残っている金額ということを考えますと、過去にそういう会社があったところが現実名前だけ残っていて、実体がないというような会社も幾つかあるわけでありまして、その辺のところをわざわざ東京まで職員を派遣して、財産関係の調査をする、もらえるかもらえないかわからない、あるいはほとんどもらえないような状況に、そこまで行くと逆にそういう費用が余計にかかってしまうということで、滞納、収納係の方も、大変苦慮している部分があります。今後県の方でも、こういう賦課徴収の税金の関係を一元化しようという動きがありますので、下田とすれば、当然賀茂郡の町の皆さんとも相談しながら、ぜひこういうところに参加をしていくことは、逆に有利な制度であろうというふうに思いますので、今後周りの町とも相談しながら、この一元化構想の中に入っていくというような形をとりたいというふうに思います。

大変この背景というのはいろいろ、例えば保育料の未収金等につきましては、厳密に注意を、担当課も長い間そういうのを取らずに保育園に入れるという行政の甘さというのはあるわけなんです。いわゆる子供を預かっておいて、保育園料を払わないという言語道断という市民がおるわけです。これが当たり前というような形でずっと来たということにつきましては、ここ一、二年の中でそういう子供は入れるなど、逆にこのくらい強い姿勢で今臨んでおります。市民にとっては大変きついかもしれませんが、やはり皆さんが払っているお金の中で、お金を払わないで子供を平気で入れていて、それが行政の方で取れないというような事態は、これはいかがなものかということで、今そういうような形で、本年度入れる部分にしても、今までたまっていて、またさらにもう一度入ると子供については、今までのものをすべて払いなさいと、あるいは払う計画をつくって出しなさいと、これが実行されない限りは認めないというぐらいの強い姿勢で今臨んで おります。こういうことはできるんですが、実際の税金の関係の収納、それから国保関係のものも、なかなか現実市民と対峙すると厳しいというような背景があることだけは、認識をさせていただいております。

議長（森 温繁君） 番外。

産業振興課長（土屋孝一君） 使用料の5,775円の件でございますけれども、一応指定管理者の方から施設の管理規定というものを協議がなされてありまして、その管理規定を承認しております。この中で、指定管理者のあれは、条例上の金額プラスすることの2食の食事代という形で1,775円を加算すると、これは食事を希望された方のみでございます。それ以外の方は、条例どおりに示されております 4,000円、3,500円、2,000円、この料金の設定にな

っております。

〔発言する者あり〕

産業振興課長（土屋孝一君） これにつきましては、1泊2食つきという形で、この1泊2食分が1,775円と伺っております。

〔発言する者あり〕

産業振興課長（土屋孝一君） 一応規定の中ではそのような形で、2つのものがあらわされております。これはこの間うち、市内の方に多分ロマンクラブの……

〔発言する者あり〕

産業振興課長（土屋孝一君） この1,775円につきましては、指定管理者が行っています自主事業分という形の料金という形で。

〔発言する者多数あり〕

産業振興課長（土屋孝一君） ロマンクラブの下田で出されております中には、この2つのものがちゃんと明示された宣伝が出ております。

〔発言する者あり〕

産業振興課長（土屋孝一君） あとは、指定管理者が出しておりますインターネット上では、その辺が、2つがちゃんと明確に出ております。条例上の料金も明示されております。

議長（森 温繁君） ほかに残っている答弁はありますか。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 休憩をとります。暫時休憩いたします。

午後 1時45分休憩

午後 1時52分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

産業振興課長（土屋孝一君） たびたび休憩をとりまして、まことに申しわけございません。貴重な時間をおかりしていただきありがとうございます。

今の件につきましては、このようなあれが出ました関係で、私たちの方でも非常に誤解を生むような書き方であったために、それにつきまして、条例と自主事業を はっきりわかるような形で出しなさいという形で指導いたしまして、それを今お手元の方に資料としてお渡ししてございますが、そういう形で利用料金、条例上の宿泊利用料金と自主事業料金を明示す

るような形での表現をさせていただきます。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 幾つかの質問の中で、まず炊飯施設につきまして、材料の持ち込みができないことになったんじゃないかと、厨房が使用できないんじゃないかということでございまして、これについても、ふだん山の家さらなる活用という中では、いろいろ政策会議または選定委員会の中でも、やはり利用した方々の大きな要望が、自炊施設は自炊施設で利用する方もいるんですけれども、何とか食事の提供ができないかということは、前々からの強い要望があったということで、一時期、下田市がそういう形で施設整備をしようじゃないかというような結論に達しまして、幾らぐらいかかるんだろうという試算をしてみたら相当大きな金額で、今の下田市の財政ではこれはできないなということがありまして、あきらめた経過がございます。

そうした中で、自炊施設、小林議員も何回も言われるように、あくまで農村宿泊体験施設ということで、自分たちが耕作をしたり収穫をしたり、また近くの売店等々から購入をして、そういう形で調理するのが体験施設だよということは十分わかっておりますが、今言いましたように、なかなか調理する方々についても、例えば2泊しても、1泊は食事提供が欲しいだとかということが実態でございました。そうした中で、今まではあの厨房の中で、振興公社等々が管理をしている中で調理もやられたんですけれども、その後何回か報告してありますように、食品衛生上の問題から、大変不特定多数の方があそこへ入って調理する危険性があるよと、そのために例えばあそこ盛りつけをするだけでも、やはり一般人というか、特定の人が入る施設ということで、それなりの許可をとらなければならないというようなことがありまして、正直なところ、選定委員会の中でも議論をいたしまして、大変困った問題だなという思いはありました。

しかし、いろいろ議論をした中で、それにかわるべき施設が外に炊飯施設というものがございまして、それをさらなる調理ができるようなシステムにすることによって、この施設の目的そのものは、大きく変更することはないというようなことで整備をさせまして、この厨房についてはご承知のとおりのもので、不特定多数の人が使えない施設となったものでございます。ただ、指定管理者との話の中で、利用する方々が希望をすれば、これは自由に持ち込みはできませんけれども、指定管理者の方で便宜を図って用意をいたしますと。そして、外の炊飯施設の調理場の中で、十分これは調理ができますと。そしてまた、食品衛生上の問題から、各冷蔵庫等も完璧に整備をさせていただいて、対応しているというところでござい

す。

それから、増設、開設の中で 30万円以上については、それぞれリスク分担の中で市が施行するという、これは協定の中で そういうふうに明記をしてございます。そうした中で、本来なれば、あの施設のさらなる活用のためには、指定管理者からこういうものも自主事業としてですけれども、設置をしたいという申し出がございまして、本来有効活用するためには、市が可能であれば、市が基幹的な施設の整備でございますから、やるのは当然ではございますが、両者協議の中で、自主事業をとということでこれを認めたものでございます。

それから、井戸の掘削でございますが、確かに経費については、今言われたように、指定管理者が投資をいたしました。ただ、この水については、これも協定の中で、あくまであの施設で使う水量分だけを基本的に認めますよと。それから、2年後の公共の水道が接続された場合は、これをつなぎますよという条件の中で増し掘りを認めたわけございまして、市長も先ほど答弁されましたように、今後これをどうするかあはするかは、正式にはまだ聞いておりません。新聞報道の中では、あのようなことは確認しております。

それから、錬成館の関係で、山の家増築として本来下田市行政が申請すべきじゃないかと、当然それは思っております。しかしながら、先ほど来言っていますように、自主事業としてやはりあの指定管理者としてみれば、何としても地域の振興、地域の方々の評価を上げたい、また行政の評価、市民の評価も上げたいということで、大変真剣に取り組んでおりまして、当然これは永久的に指定管理者として認めているわけではございまして、4月1日から3年間の限定の期間でございます。あくまで3年後は、議会の議決のところによるところでございます。そのためにも何としても変なことはできないと、しっかりと評価を上げて認めてもらいたいという思いの中でやっているところございまして、そうした中で、錬成館の建設を協議をされたわけございまして、なぜ増築という形にしたかということは、建築基準法の中での決まりでやったということで、先ほど課長が報告したとおりでございます。

それから、錬成館につきまして、一時使用で許可したということで、これは当然3年間の限定の指定管理者指定でございます。ですから、3年後、4年初めからは、これはどうなるかわかりません。議会の決定にゆだねているところございまして、それを覚悟で一生懸命やるということでございまして、この関係については、当然あれだけの投資をしたんですから、努力をして評価を得て、議会の評価もいただくという前提の中で運営をしてきておりますので、今後も条例等々に沿った公平、公正な管理運営は可能であろうかと思っております。

議長（森 温繁君） 番外。

下水道課長（長友重一君） 下水道の件につきましてですが、まず1点目として、現在発生している汚水量は、処理能力1万2,500トンの3分の1以下じゃないかということですが、1点、今現在の処理能力は1万3,500トンであります。それで、小林議員のおっしゃるように、去年の数字ですが、去年、最大で汚水が排出したのが去年の8月が最高で6,520トン。年間平均にしますと1日3,410トンで、小林議員のおっしゃるとおり、3分の1以下です。

次として、汚水量、全体でということなんですが、平成17年の全体の有収水量ですが、これは水道メーターを通った水プラス増額メーター、温泉とか水道水を合計したものが約106万2,000トン进行处理しております。これは有収水量として。それで、では処理されない水はどのくらいあるんだろうということなんですが、現在の接続率が大体17年度末で、戸数でいきますと52.3%、これを基本にしてメーターの数は、水道管のメーター等で両方とも同じ数字を把握しているものですから、割り返すと、単純に言うと、年間200万トンはいくだろうと。ただ、その中で、既に合併処理槽や単独の旧型の浄化槽を持っている家庭もありますから、当然そこを通った水は未処理じゃないという考えにしますと、200万トンから106万2,000トン引いた残りの、ちょっと想像つかないんですけども、相当の数、七、八十万トンぐらいは、汚水として未処理で処理されているんじゃないかと想定はされます。

それで、3点目の機器の更新の話ですが、小林さんは35億円ぐらいをかけたんじゃないかという話でしたが、確かにおっしゃるとおり、平成4年の供用開始の時点で、終末処理場及び各ポンプ場に設置した機器の金額の合計、約35億円です。たしか6月の議会でも、僕、答弁していると思うんですが、全部が全部機械を更新しなくても、部品で対応できる部分も当然あるということで、あのときも、25億円ぐらい最終的には必要になってくるんじゃないかというたしか答弁はしております。それで、平成4年に処理場が供用開始して、来年で15年を迎えるもので、来年から一応下水道事業の中でも、機器の更新事業という事業があります。これは補助率2分の1の事業ですが、それに向かって現在詳細な調査をして、来年度から予算要望をするということで今事業を進めております。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 公共下水道への接続率の問題で、私ども学校教育課の管理します施設について申し上げます。

小学校7校中、2校が接続済みとなっております。また、中学校については、今のところ4校接続がありません。ただし、こちらについては、19年度の下水道の整備計画の中に、東

中学校の付近が含まれておりますので、こちらの方の接続を予定しております。また、幼稚園につきましては、今現在5園あるわけですが、1園が接続済みであります。

ちなみに、1年度廃止になりました浜崎についても、下水道については接続をしておりません。

また、調理上が全部で5つあるわけですが、大きい調理上、共同調理上のうち、浜崎の調理上については既に接続済み、それから下田小学校の前にあります下田の単独の調理上も、既に接続済みでございます。

以上であります。

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長（出野正徳君） では、3番目に質問がございました市の建設工事等に携わる労働者の雇用条件、また労災保険等の加入の実態はという質問でございますが、現場労働者に関する労災保険料等につきましては、建設工事積算書の現場管理費に法定福利費として計上されることになっております。また、土木の工事共通仕様書の中でも、保険等の加入は義務づけております。

また、建設業法の中で、元請業者が下請に出す場合には、下請業者に対して現場での法令遵守指導の実施、また下請業者の法令違反については是正指導などの責務がそれで元請業者にはございます。市においても、請負業者が下請を出す場合には、下請契約書の提出を義務づけております。また、工事発注ごとに監督者3名をつけておりますので、工事の監督、また検査の際、その辺は十分注意をしてございます。

また、市内業者の実態でございますが、詳しい実態調査はしておりませんが、市の工事を請け負っている業者については、法令は遵守をしているんじゃないかというふうに思っております。

また、一度労災事故等を起こしますと、工事等がストップいたしますので、市においても、それぞれ業者においても、いろいろな面で支障を来しますので、今後工事の監督、また検査を通じてそれぞれの業者にはそういうことがない ように徹底的に指導をしていく予定でございます。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 質問の途中でありますが、ここで10分間休憩したいと思いますけれども、よろしいですか。

〔「はい、どうぞ」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） はい。では、10分間休憩いたします。

午後 2時 6分休憩

午後 2時16分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、10番 小林弘次君の一般質問を続けます。

10番。

10番（小林弘次君） なる説明をいただきました。ありがとうございました。

若干問題点が明らかになったものですから、再質問させていただきます。

まず、私が提示しましたあずさ山の家、指定管理者である株式会社栄協メンテナンスが制作した山を家の立派なパンフレットは、実は下田市の施設であるにもかかわらず、下田市の観光課の前面に大量にあるパンフレットの置き場には一切置いてごさいません。そして、ただ観光協会のところにこのパンフレットが置いてあって、全国に流布されているという実態がごさいます。

第2点目に、このようなことを明記した看板が至るところに立っておりまして、宿泊料金5,775円と、こういうことが出ているわけでごさいます。そして、市はあたかも、6月議会において沢登議員が緊急質問をして、条例に違反した管理運営がなされているのではないかと、この指摘に、つじつまを合わせるようにこういうものを刷ってよこしたと。しかし、これさえも下田市の市長室に通るところの観光交流課の窓口は一切ない。これは何を示しているのか。これはやはり議員や市民の目に触れてはならないもので、こういうことでやっているということを隠そうという、そういう当局と管理者等の合作のものではないかと。恐らく観光交流課として、市長は観光立市を叫びながら、下田市の大切な公の施設である農村体験宿泊施設のこういうパンフレット一つさえ置こうとしていない。これは何かと。まさに市の条例や指定管理の基本契約を無視した管理運営が行われ、それを市長や市当局はこれを追認しているという、この実態を明らかにしていると思うんです。

なぜならば、助役さんの答弁の中にもかいま見えましたが、条例ではこうなっているけれども、指定管理時代からみんな何かごちそうをつくってくれないかと、こういう言うから、条例上4,000円の料金の中に含まれている2つの炊飯施設の使用のうち1つは利用できなくさせて、そして食堂にしたと。これは自主事業ですよと。とんでもないごまかしですよ。これが自主事業かと。施設を条例に違反して、食堂を自由に、宿泊者が設置の目的のとおり、

地域の農家から買ったお米や野菜を持ち寄って自主的にそこで炊飯する。そういうことが目的の条例をできなくさせて、何が自主事業か。

あるいは助役の言うように、水源の確保のために増し掘りをしたと。この増し掘りがどうして自主事業か。あるいはレジオネラ菌の滅菌装置を当初の説明では、これは基本契約上 市が持つものであるということが、いつの間にか業者が持っている。このことは、お金持ちの業者だからいい、出してくれれば何でもいいと、そういうことではないと思うんです。公の施設としての公正で公平な市民に開かれたそういう施設として維持していく上に、そういうことがいいのかどうなのか、この程度のことがどうしてわからないのか。単なるお金持ちや収益の施設としていいのかという、ここに重大なあずさ山の家の指定管理の問題の原点があると思うんです。

したがって、私は一つ一つ具体的に申し上げましたが、現行条例、ここにございます、平成4年1月1日から山の家が供用開始になりました。この条例の審議に参加した者として、これは体験宿泊施設で自炊ですよと、そして地域の農村と地域と、そして都市との交流を通じて地域の活性化を進めるものであり、農家で作られたトウモロコシやその他のお米や、そういったものをここで自主的に炊飯する。すなわち 4,000円の使用料金は、炊飯施設の自由使用とセットになっている。しかも、その炊飯施設を、それに伴う食堂を午前と午後で 3,000円、2,000円で貸すという、自由に使える。恐らくこの数年間のあずさ山の家の利用状況を見ると、市内外の小・中学生、年間 1,000人以上の小・中学生が使っているわけです。これらはそういった自炊を伴う低額の宿泊体験の施設として利用されてきたわけです。これでは、そういう市民に開かれた、あるいは地域の小学校やPTA、子供会あるいは内外のそういう団体に開かれたこういう施設が、全くの旅館や民宿、ペンションと、こういうものになってしまっている。これがまさに現在の実態、それを反映しているのがあれだと。

したがって、具体的に申し上げているけれども、炊飯施設を使えなくしてしまったのは、明確に条例違反と、これが条例違反でないという強弁することはできない。助役さんも条例違反でというのは暗に認めているわけです。この事態、ここにこういうことがあるわけ。したがって、この点について私は客観的な評価、私の方ではそう言っている、市当局の方では自主事業だと言っている、客観的な評価をすべきだと思うわけでございます。議会は、市政のチェック機関です。条例や基本協定に違反する行為に対して、それをチェックし、訂正させる必要があるわけです。そこでお伺いします。

まず、この広告は間違っているということでお話ございましたが、これは当然当局も認

めたものであると思いますが、業者さんと相談して、こういったものをちゃんときちっと条例どおりのものにさせる意思があるのかどうなのか、これが再質問第1点です。

第2点目は、炊飯施設を条例どおり持ち込み、そして名前を言って恐縮ですが、気まぐれ売店等で買った野菜を使って、今までどおりの自炊ができるようにさせるそういう責務が私は市にあると思うんです。それをさせるかどうか、これが質問の第2点。

第3点目は、いわゆる増築あるいは施設内の井戸の増し掘り、当然下田市が、指定管理者が整備をしなければならないものを自主事業だという名前だけくっつけて業者にやらせる。この不法行為は訂正されるべきだと。そうでないと、この施設が業者の施設なのか市の施設なのか、全くわからなくなる。公の施設かそうでないか、全く混然としてしまう、わからなくなってしまう。こういう運営をしているということは、絶対にいけないことです。したがって、施設の改修その他については、指定管理者である市が全責任を持つと、自主事業というのはそういうものではないはずです。この原点が違うわけです。この点についてどうお考えになるのか。今後我々も客観的な評価は何らかの形であれしますが、今日は一般質問でございますから、私の主張は目いっぱいさせていただきます。

次に、したがって、一方なぜそういうことになるかといいますと、市長、助役も認めているように、指定管理者は増し掘りした水を、この水は、私は下田市の貴重な財産だと思うんですよ。それをあたかも自分たちが自由に使えるように、これを近所に分けてやるとか、あるいはミネラルウォーターとして販売するとかと、公然と公表しているわけです。こういうことについて聞いていないとか聞いているとか、のほほんとした返事をしているわけです。何らの対応もしていない。この事実は、そういうことを承認しているということを認めているということだと思います。これ自体、市の財産の適正な管理を義務づけられている市長の極めて大きな怠慢であると思うんです。したがって、この問題については私はそう思いますが、いかがでしょうか。事実に基づいている。

もう一つは、本来ならば質問で言うべきことでありましたが、あずさ山の家は、ご承知のように、長年、須原の小学校として、地域の心のよりどころとなった場所でございます。ここはたくさんの樹木が植えられ、すぐれて自然環境の整った場所であったわけ です。そこに極めて学術的にも貴重な伊豆半島周辺にもわずかしかない早咲きの大島桜、これは土屋誠司議員が語る説明したことでございますが、その巨木が2本も樹齢 80年もの巨木の早咲きの大島桜があった。早春のお吉ヶ淵に咲くあの稲生沢川堤塘に咲くお吉桜、須原山の家には咲く大島桜、下田を代表する早咲きの桜であるわけです。この桜を事もあろうに錬成館の建設に邪

魔になるといって伐採してしまった。後からそれはうろがあったとか、何とかと理屈をつけて切っている。市民の大切な財産の伐採について、市長は決裁をしているのかどうなのか、この点をお伺いするものでございます。

次に……

議長（森 温繁君） 3分前です。

10番（小林弘次君） はい、わかりました。では、その点では、またいいですか。

議長（森 温繁君） 当局の答弁を求めます。

番外。

助役（渡辺 優君） あずさ山の関係で、まずパンフについて、下田市の施設に置いていないよということで、市の公の施設でありながら、そういう事態といいますか、考え方がおかしいということで、隠すことが目的じゃないかという質問がございました。隠すことが目的ではないかということは、そんなことは絶対ありませんで、何としても公募による初めての指定管理者制度による施設管理でございまして、これを何とかいい方向にという思いで、今まで政策会議、選定委員会もいろいろな議論をし、努力をしてきております。確かに初めての制度改正によるこういう管理形態でございますので、当初考えた以上にいろいろな複雑な問題が出てきたことは、確かであろうかと思えます。そうした中で、何回ともなくこの議会でも積極的な議論をしていただき、問題提起もしていただきました。我々としては、大変厳しい指摘等ではございますが、でも全体を考えますれば、この議論は、この後十分に生かされるなど感謝をしているところでございます。

それから、厨房が使用できなくなったということにつきましては、先ほど来言っていますように、今まで指定管理者が管理をしていく中で、何とか市の団体というか、市に属する団体ということで、そのまま市がやるということでの許認可を得らずにやってきたんですが、いろいろ経過がございましたけれども、どうしても許認可が必要だということで、なかなかそこであの食堂に接続する厨房の部分での自炊が難しくなったということで、それに合わせるために、既存の外の炊飯施設をそういう形で整備をさせたものでございまして、これらもこの議会でのそういう指摘があったということは、指定管理者とまた協議をいたしますけれども、今の状況では、引き続きこのような形での管理をしていかざるを得ないなというふうに思っております。

また、特にセットになっている各施設でございます。これらについては、泊まる方については無料、それから一時使用の場合については、条例で定めた料金が決められてございます。

そういうことで、泊まる人ばかりでなくて、一般の方々も十分に利用できる施設でございます。それらも十分に条例の本意を踏まえて協議をしていきたいと思っておりますけれども、ただ体験については、指定管理者との話の中では、これからやっていきますよと、一生懸命今外に向かって体験施設としてのPRをしていると。今まで夏に来たお客さんは、リピーターがほとんどだと。今そういうふうに地道なPR活動をしているので、これから必ず秋から冬に向けての時期に、体験の希望者が泊まりに来てくれると、そういうことを言ってくれていますので、これも期待をするところでございます。

それから、パンフについて指摘がありましたように 5,775円ですか、これは明確に1泊2食つきということで記載してございますけれども、指摘のとおり知らない人は知らない、何ていうか、条例上の4,000円というのがわからない方は、これが定められた金額かということで、自主事業分がそこに入っているということがわからないというようなこともありまして、その後提示をさせていただきましたが、できるだけわかるような形でのパンフの改変をしているところでございます。

それから、井戸につきまして水は市の財産だと、当然これは市が所有する行政財産の中からはわき出る言えれば優良な果実であります。ですから、市の財産であることは間違いございません。ただ、あの施設を使うについて何回か議論をし、説明をしておりますけれども、やはり有効活用のためには、今の取水の状況だと大変不安があるということで、いろいろ議論した結果、増し掘りを認め、優良な水が得られたと。これはこれでプラスでありますけれども、小林議員が心配されるようなことのないような形で、今後もこの議論を踏まえてしっかりと詰めていきたいというふうに思っております。

それから、大島桜につきまして、確かに2本伐採をいたしました。聞いたところによりますれば、80年もたった老木というようなことで、確かに切った後幹が空洞があったりして、時間の問題だというようなことも、私は間接には聞いております。また、その前に大変風の強い日、あらしの日等々には、ちょうど道路に面した石積みの上にあるものですから、小さな石がおこったり、土砂が少しそこから来たりということで、もしこれらが本当に原因で事故が起こった場合の責任問題等々もありまして、認めたと聞いております。地元の方々にも、大変その後そういう指摘を受けていろいろお話をしたところ、担当課としては地元がそこで2本の木を切ったことに対して、本当に大島桜という貴重な桜であることは認めつつも、余り花も咲かないし、どうなのかなというようなことも聞いているということ伺っております、それはともかくとして、やはり何かのときに、石積み等々の危険の部

分からこれを認めたということ聞いております。そういうことを踏まえて決裁をいたしているかと思えます。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 助役さん、肝心のところの私の切り口が基本協定と条例に違反して管理運営を行っているのではないのかという、この論点をいかにすりかえ、苦慮しているということがわかるわけです。要するに基本協定があって、その基本協定はあると、条例もあると、しかしそれとは全く乖離した形で、ひとり歩きしているという実態を私は浮き彫りにさせたつもりです。それに対して市は、いや、これは一生懸命やっているために認めるんだと、これはこれ以上議論を進めてもどうこうということですが、やはり今日の議論を通じて、あずさ山の指定管理の導入によって、市として管理者との一つの協議、自主事業という名のもとに、公の施設としての機能からいわゆる単なる収益事業、お金もうけの施設としてに変質しようとする危険性を極めて感ずるわけです。この点を指摘しまして、私の一般質問を終わらせます。

議長（森 温繁君） これをもって、10番 小林弘次君の一般質問を終わります。

次は、質問順位7番。1つ、行財政改革について。2つ、農業政策について。3つ、生活基盤整備について。4つ、市内経済の活性化について。

以上4件について、8番 増田 清君。

〔8番 増田 清君登壇〕

8番（増田 清君） それでは、4点について質問させていただきます。当局の明確なる答弁をお願いをいたします。

1番目に、行財政改革についてでございます。

下田市集中改革プラン実施計画についてであります。昨日市長も答弁で述べられておりましたが、政府の経済財政諮問会議は、7月7日、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006を臨時閣議で決定しました。特に財政健全化に向けて全力を尽くすことが不可欠であるとして、2010年代初頭の基礎的財政の黒字化達成のための予算編成を明らかにしております。2011年度には、国、地方の基礎的財政収支、通称プライマリーバランスでございますが、これを確実に黒字化するとしております。要は、国や自治体はその年の必要経費を税収を中心とした本来の歳入でどの程度賄っているかを示す指標であります。地方財政については、今後5年間一般行政経費は、本年度と同じ程度の水準とする。投資的経費は、国の公共事業と同じ改革努力をするとし、地方交付税は現行法定率を堅持するとし、その配分について、

行政改革に積極的に努力している団体、または税収の伸びが余り期待できない団体に特段の配慮を行うと明記しております。

7月3日には、地方分権 2世紀ビジョン懇談会の報告が公表されました。その施策は、新分権一括法、地方債の完全自由化、再生型破綻法の整備、財源配分の見直し、また交付税改革、地方改革の指針の6項目であります。この中で、特に市債などの自由化については、昨日も質問の中にもありましたが、現在は実質公債費率 18%以上の場合、起債に知事の許可が必要になっておりますが、この懇談会では見直しをすべきと提言をしております。市長は、財政は危機的状態であり、このままいけば破綻すると常々述べておられましたが、再生型破綻法制については、激変緩和のための移行期間 10年程度を設け、移行期間中は既に発行された地方債についての旧勘定と新勘定に分けて管理し、この制度の適用は新勘定に限定し、概要をこの11月頃までに作成、公表すべしとしております。自治体運営において、何よりも住民への行政サービスを継続することが重要であり、その意味でも、破綻の意味するところを明確にし、透明な是正処置によってその事態を解明し、再生への道筋を明らかにすることが重要であるとしております。

国の方針のもと、下田市でも平成 22年度まで取り組む下田市集中改革プランを決定、第4次行財政改革大綱を作成し、実行していきつつあるわけではありますが、その基本姿勢として、今後の情勢や改革視点の変化に柔軟に対応し、個別事項に対する認識を新たに検討、見直しを行い、随時修正して改革を推進すべきと考え、今回項目に上がらなかった事業についても随時追加し、改革のスピードを上げることとし、毎年で実施できるものは実行し、行革を推進するとしております。改革に向けた意味するところを我々も十分理解して、改革に取り組んでいくことが大切であると考えます。

昨年12月議会において、行財政改革特別委員会でも、市長に対し、改革の断行を提言してきたところであります。しかし、今回の稲生沢幼稚園統廃合についても、昨日の質問にもありましたが、市の改革について市民の方々に十分周知されていないのではないのでしょうか。残念ながら厳しい財政話が先行し、なぜ改革が必要なのか、またその目標、実施計画も、市民の立場から見れば市長のビジョンがはっきりせず、単に職員の人件費削減など経費関係及び投資的経費の削減が先行し、5年後の下田市のあり方を打ち出し、市民の理解を得ていかなければ、前途多難な道を歩んでいくことになるでしょう。また、改革半ば、とんざすることも懸念されております。

事務事業の見直し、民間委託の推進、定員管理、組織機構の適正化、給与の適正化、下田

市振興公社の経営健全化、公正確保、透明性向上、地域協働の推進、経費節約等財政効果、水道、下水道事業の経営健全化の9項目を掲げ取り組んでいくとして、今年4月に改革プランが報告されました。ここ数カ月過ぎただけであります。今年度の事業の検討状況、また来年度以降のどのような見直しがあるのか、その項目についてお伺いをいたします。

2番目として、地区の集会所的な市立公民館の運営についてお伺いをいたします。

今回公の施設である公民館の統廃合について、本年度検討、来年度周知、平成20年度実施となっております。平成16年12月議会で、特に地区に点在をしている公民館の運営について、全面的に地元の方々の協力をお願いすべきと質問をさせていただきました。担当課長より、公民館審議会及び地元の方々の意見を聞き、早急に検討していきたいと思うとの答弁がありました。下田市の公共施設数は、県下人口10万人あたりに換算すると77.9カ所になる。県下市町で一番施設の多い自治体となっております。公民館の統廃合を含め、これまでどのような検討をされてこられたのか、見直しを早く進めるべきと考えますが、お伺いをいたします。

次に、外ヶ岡交流館の指定管理者制度の導入についてお伺いをいたします。

建設されて6年が過ぎようとしています。ベイ・ステージ下田は、来年度には指定管理者が選定され、完全に民営化と示され、今議会に条例の一部を改正する議案が提出されております。昨日も鈴木敬議員が質問をしておりましたけれども、平成17年度決算では、運営経費4,870万円、それに対し収入が1,850万円、3,020万円の赤字、その2年前の15年度は、6,120万円の経費に対して、1,840万円の収入となっております。手数料収入は変わりませんが、管理費、特に臨時職員の採用といった人件費の削減により運営をなされてきました。施設の利用率を上げるため、道の駅にして今日に至っておりますが、その機能は他にあり道の駅と比較すると、トイレは新築されたものの、地元産物の直売所等を充実していく必要があると考えます。それらを踏まえ、どのようにお考えかお伺いをいたします。

なお、この指定管理者制度につきましては、今議会であずさ山の家の場合が、かなり論議がされております。そういう意味で、特にもし指定管理者制度になった場合、自主事業の範囲、その辺のところまで、もしわかれば教えていただきたいと思います。

次に、小・中学校の教育費についてお伺いをします。

過去議会において、教材費、備品あるいは修繕費などの教育費について論議がありました。賀茂地区の中でも、下田市が一番予算が少ない、増額をすべきとの意見も多く聞かれました。今年3月、教員の用で、ある先生の言葉が私の耳に今でも残って離れません。過去にも質問

させていただきましたが、地元の小学校の体育館にあるカーテンの修繕であります。議会常任委員会では、毎年修繕費、備品などの予算が計上されれば、学校へ調査に行っておりますが、先生方、また職員の声が聞きにくいのが現状ではないでしょうか。その先生は学校を離れますが、何とかカーテンを取りかえてやってくださいと切実に言い残した、その言葉であります。余談になりますが、特に大賀茂小学校の体育館は、地元の方々の利用も多く、今年も11月4日には、昨年につき保育園児、小学生、婦人会、また多くの一般の方々の協力により福祉祭の敬老の集いが開催されます。地元のお年寄り、地元の方でお祝いするとの習慣は昔からの考えであり、改めて敬老とは何か考え直す必要があるのではないのでしょうか。学校でもスライド鑑賞、地元の方々の利用も支障があるようであります。一部の学校でなく、全般に予算縮小の弊害が出ているのではないのでしょうか。

静岡県市町村財政室報告の平成16年度市町村財政の状況を見ると、一般会計の教育費のうち占める割合は、下田市が7%、県下で下から3番目でございます。一番低いのが西伊豆町、6.1%、榛原町6.7%であり、18年度予算においても、東部地区の市賀茂郡下16市町の中でも最下位で、6.9%であります。県下で最低だった西伊豆町は8%と、合併をした影響かはわかりませんが、下田市の上位になりました。先生方も心配になるのは、当然ではなからうかと考えます。市長は平成18年度施政方針で重点施策として、第8次教育施設整備5カ年計画の推進を表明しておられます。教育の場まで、自治体の財政不足の影響が著しく出ないように、その地域の子供の教育の格差が生じないよう教育行政を全うすべきだと思いますが、お伺いをいたします。

次に、農業政策についてお伺いをいたします。

1番に休耕農地の有効利用であります。これも過去議会で質問させていただきました。行政として、休耕農地の有効利用の明確な施策があるのかお伺いするものであります。毎年ほ場事業を行った地区の休耕田について、県にその理由について報告していると聞いております。この事業に対する理解が、地元地権者と事業執行の役所の方々の違いがあるあらわれではないかと思えます。この6月29日、下田市農業振興地域整備促進協議会に、吉佐美地区でほ場整備事業が完了後5年しか経過していない農地を普通農地にと申請が出されましたが、地権者、この地区の事業そのものではないのでしょうか。いずれにしても、その対策をお伺いをいたします。

農作物の地産地消についてお伺いをいたします。

これも過去議会で何度か質問をいたしました。教育委員会では、学校給食に地産物を使用

しておられるようですが、その現状についてと今後の課題についてお伺いいたします。

農産物の栽培をしておられる立場の方々からは、教育委員会、産業振興課、青果市場、生産者など関係者が協議し、安定的に地産地消が可能なのか検討すべきとの声があります。生産者の立場として、産業振興の意義から今後の具体的な施策をお伺いいたします。

次に、鳥獣類による農作物の被害対策についてでございます。その被害対策についてお伺いいたします。

8月24日に、大賀茂地区の被害状況をまとめ、市に提出するとともに、その駆除対策をお願いをいたしました。特にイノシシ、猿についての被害内容については、議席に配付をさせていただきましたが、シイタケ、カボチャ、スイカ等が4,209本、トウモロコシほか4,261本、ミカン、トマト、ナス、サツマイモなど約10品目については350キロ程度、被害耕作地は194アールに及んでいます。被害地域は大賀茂全体に及び、特に猿は20匹から30匹の群れであり、果実だけでなく、苗木まで及んで被害を大きくしております。住民の方々よりの意見としては、猿は男だと逃げるが、女性あるいは子供だと威嚇されると。小学生が被害に遭わないか心配。また、農作物の耕作意欲がなくなるなどの声が聞かれております。

稲梓地区でも、シカによるワサビ被害が年々多くなっているようにも聞いております。シカは、今年から雌ジカの捕獲が下田市、南伊豆町でも許可になったそうであります。特に猿の駆除は非常に難しく、広域にその対策を行う必要があると思っておりますが、お伺いをいたします。

次に、生活基盤の整備について、その一つとして、市道の維持、修繕についてお伺いいたします。

これも皆様の議席に配付している写真がございます。過去の議会でも、これも質問させていただきました。厳しい財政の中、市道の歩道などの傷みが目につく箇所が多く見られます。各区よりの要望に担当課も苦慮している状況をお察ししますが、特に橋梁などの構造物の中に、補修をしないと危険ではと思われる箇所が見受けられます。長年による劣化で、コンクリートのひび割れで橋桁、またスラブの鉄筋が露出している部分があり、早急に補修あるいは改築しなければ危険と思われるような構造物に対し、どのように対処しているのかお伺いいたします。

次に、公共上水道の未整備地区の対策についてでございます。

6月6日に、土屋雄二議員、土屋 忍両議員の紹介により、市内入谷地区の方々より議会に対して水道施設を求める請願が提出されました。我々の大賀茂地区でもまだ未整備の箇所

があり、その接続を強く当局に要望しております。特に大賀茂地区は、都市計画区域に指定され、なおかつ都市計画税を納めている地域の要望に対して、具体的にどのように対処しているのかお伺いをいたします。

次に、市内経済活性化対策についてお伺いをいたします。

静岡県賀茂地域支援局より、平成 17年度版「伊豆の姿」という冊子が3月に出版されました。皆さんご存じのように、賀茂地区について、観光交流人口は減少し続けております。平成 13年 1,137万人が、平成 17年度では約 100万人の減少であります。宿泊客については、賀茂地区全体で 13年度より 34万人程度減少しているものの、下田市は4万 8,000人程度増えております。宿泊料金の低迷により売り上げ等は減少し、厳しい経営を余儀なくされております。観光関連産業の発展政策は、市としても重要なことではありますが、観光関連企業の市民税の滞納、また物流の多様化などを考えれば、今後ほかの産業の創設または誘致を考えていく必要があると思います。地元経済はもとより、働く場所の確保が重要であることは、だれもが認識していることでもあります。

ちなみに、下田市の第二次産業の就業率は、松崎、西伊豆町より下であります。

市長は人口の減少を強く叫ばれ、行政改革を市民に訴えておられます。8月 22日の新聞報道によると、全国では出生数が6年ぶりに、今年上半期、前年より1万人増えているとのことあります。地方はまだまだその影響はないものと考えますが、増えた要因として厚生労働省は、20年代女性の初婚率低下に下げどまりの兆しが見られるほか、男性の雇用者数が昨年6月以降 13ヵ月連続で前年を上回るなど、雇用が安定してきたことを理由としてみております。

静岡県は、工業生産高全国で3位であります。社会経済生産性本部が8月 25日に発表した県生産性比較によりますと、住民の豊かさをあらわす1人当たりの都道府県総所得は、2003年、3年前であります。東京都がトップ、2位は愛知県、3位が滋賀県、4位が静岡県であります。1人当たりの総所得は、労働生産性との相関関係が強く、大企業や大型の最新工場の立地が多い地域の総所得が高まる傾向があると見られ、4都道府県平均の1人当たりの総所得は398万円、東京都が606万円であります。静岡県は42万円あります。

県では、県下数カ所、工業団地づくりを進めるとともに、市などと共同で事業展開をしており、東部地区でも裾野、御殿場市など交通アクセスの有利性を売り物に企業誘致を進めております。近隣の動向として、河津町商工会長は、8月 31日、町長に対し定住人口増加対策を要望しました。伊豆縦貫道も、伊豆市の出口までの完成も間近となり、下田河津間の着工

も現実なものとなりつつあります。下田市としても近隣の自治体及び県との共同で、IT関連などの新たな産業の創設、また企業誘致を図り、労働者の就業場所の確保をし、市民の生活の安定、特に若い方々の雇用を考えていかなければ、市長の言う個性的な潤いと安らぎのある希望に満ちた自然とともに生き、歴史に学び、人に優しいまちづくりはできるのでしょうか。思い切った産業を考え、行動を起こす時期と考えますが、お伺いをいたします。

これで私の主旨質問を終わります。

議長（森 温繁君） 番外。

市長（石井直樹君） 行財政改革の問題の中で、集中改革プラン、この実施の基本姿勢ということでのご質問でございました。

9項目にわたりまして実施計画等つくられております。この中で、下田市の行財政改革の取り組みにつきましては、第4次の行財政改革大綱及び下田市の集中改革プラン、これを策定して今改革を進めているところであります。その中で、この集中改革プランは、5月16日に公表させていただきました。平成17年度、前年度から実施している改革項目もありまして、少しその内容につきましても継承、踏襲しているものもございます。公正確保、それから透明性の向上ということでは、市民説明会を積極的に開催いたしまして、前回の財政状況説明、それからその中で、改革プランの必要性というものを市民の皆さん方に訴えてきたところであります。この改革は、やはり計画だけで終わるのではなくて、しっかり一つ一つやることによって、市の財政再建ができるという強い思いを持って、今取り組んでいるところであります。

その中で、議員が今おっしゃいました既に例えば改革項目の中で変更されるべきものも出ているんじゃないか、これは職員の定員管理の問題であります、既に予定以上の数字が出ているということで、これはまた後ほど担当から少し説明をさせていただきますが、こういう形のものでは、やはり随時計画変更しながら、あるいは突発的に出てきた問題等もあろうかと思しますので、こういうことも追加項目の中に入れながら、現在は各改革項目一つ一つに課長が責任を持ってやらせていただいております。管理責任者というような形で、実施の推進を図っているところであります。今後は、改革の推進の流れというものをやはり市民の皆さん方にお示ししながら、今行政が進めている改革の内容というものを市民の皆さん方と共有をしたい、こんなような形を考えております。

2つ目の地区の集会的な市立公民館等の管理運営ということで、前々から議員の方から早くこの辺のことはしっかりやりなさいということで ありました。この計画につきましては、

12公民館全体について検討していくことになっております。計画策定の着手は、これからというふうになりますが、大変地域に密着した施設でありますので、市民の皆さん方の十分な理解を得ないとできない、こんなふうに考えております。

具体的には平成 18年度に地域公聴会の開催、地域説明会の開催、 19年度には統廃合の基本計画作成、それから 20年度に実施の予定と、こういうような形で今進めさせていただいております。

外ヶ岡交流館の指定管理者関係の問題につきましては、担当の観光交流課長の 方から答弁をさせていただきます。

それから、小・中学校の教育費関係については、大変予算措置が少ないのではなかろうかということは、前々から言われておりますが、なかなか思うように予算措置できない。先般も、ある学校の校長先生から優秀な生徒が遠征に、要するに東海大会とか、全国大会にまで出るような優秀な選手が育つたと、なかなか遠征費が少ない。市長さん、何とかしてくださいよというような個人的な要望もいただきまして、早速教育長の方には、何とかしたいねということで伝えておきましたが、全体予算の中でやることなものですから、その辺のことは、また後ほど教育委員会の方から報告があるかというふうに思います。

農業政策の問題であります。休耕農地の有効利用対策ということであります。

これは遊休農地の解消を図るためには、下田市におきましては、現在市の遊休農地対策協議会というのを設置して、対策を協議しているところであります。この協議会は、農業委員会、それから農業協同組合、農業振興会の役員、それから賀茂農林事務所、市関係者、それにほ場整備をしました吉佐美地区、稲梓地区の代表役員を入れまして協議をさせていただいているところであります。本年度は2回の協議を開催いたしました。現在、今後の対策をしていくために、耕作が行われない理由や農地を貸し付けする意思があるかないか、あるいはそれぞれの農地所有者の意向を確認するためにアンケートの調査を行いました。8月に吉佐美、稲梓地区のほ場整備の所有者を対象にいたしまして既に回収されておりますので、この辺のアンケート内容を見ながら、またこの協議会の中で検討して、休耕田解消ということには取り組んでいきたいというふうに思います。

2つ目の農作物の地産地消につきましては、これもやはり前々から教育委員会 の方に議員の方から投げかけをしてありますので、教育委員会なりに対応なり、いろいろな調査分析をしてあると思いますので、教育委員会の方から答弁をさせていただきたいというふうに思います。

有害鳥獣、農作物の被害、議員が先般、8月の後半でありますけれども、地元の方々を連れて陳情に来られました。そのときに現状の写真を見て本当にびっくりしたんですが、自分の農地の中に猿がいっぱい写っていました。それから、そこでつくられていたスイカが全部食べられていました。あれを見ますと、いや、大変な悲惨な状況だなというふうに思ったわけでありまして。特に大賀茂地区の農業の方々には、土曜日の朝市等に出店をしていただいている、いろいろな形でご協力をいただいている中で、トウモロコシとか、いろいろなものが猿あるいはイノシシに無残にやられている。それから、今配られましたけれども、このように作物名が書いてありますけれども、大変な被害ということでありまして。こういう表よりか、現実に写真を見ると、その被害の状況というのが大きくわかるわけでありまして。

早速担当課長、担当職員を呼びまして、地元の方々との対策をすぐ打ち合わせをさせていただきました。それで、やはり猿が多いということにつきましては、猿をどのように退治するのか、現実にわなを仕掛けて捕らえていらっしゃる方もいる。イノシシも同じようにやっているわけでありまして、現在市が持つておるわなというか、おり、これにつきましてはやはり数がちょっと少ないというのかな、なかなかすべてに行き渡らない部分があるんですが、これにつきましても担当課と今後の対応を考えなさいということで指示をいたしました。それから、猿につきましては、やはり狩猟期間というのがあるわけですが、これも狩猟免許者の方々を呼んで担当課と打ち合わせをして、どのように期間外に被害者よりの申請によって駆除するかというようなことも話し合いをさせていただきました。

今後はやはりこういうことをしっかり情報をつかんで、地元の住民の方々との連携によりまして、何とか被害を少しでも少なくしたい。それから、当然イノシシはあれなんですけれども、猿の場合ですと、かなり広域に移動する習性がありますので、やはり周りの町からなんかの情報もつかみながら駆除に努めたいというふうに思います。

生活基盤の問題でありました。

これも同じく今資料が配られましたが、鍋田地区の鍋田橋の状況が写真で示されておりました、よく私も通るんですが、現状上を通るだけだと、なかなか下の部分が見えないという中で、これだけ劣化をしているということを見まして、ちょっとびっくりをしました。こういう構造物に対する対応につきまして、建設課長の方からちょっと答弁を、どういうふうに今後やっていくかということをお答えしていただくようにします。

それから、公共上水道未給水地区の対策ということでございますが、これも普及率の問題、それから昨年からはやっています六拡事業という中で、先般も今お話があった2名の地元議員

からの要望が出ておりますし、また議員の質問の中で、大賀茂地区のやはり未給水地域ということにつきまして、水道課長の方から答弁をさせていただきたいというふうに思います。

最後の市内経済の活性化という問題でございますが、下田の場合ですと観光立市という中で、観光関連産業というものにやはりどうしても目が行くわけでありますけれども、議員のおっしゃるように、IT産業とか、そういうものを創設あるいは誘致ということをするべきではないかというお話でございました。特に比較として、御殿場とか裾野の大変企業誘致がよく行われているところとの比較等が出ましたが、やはり伊豆半島の奥という中で、道路事情が悪い、交通アクセスが悪いという中では、大変普通の工場誘致というのはなかなか厳しいわけで、ほとんどできないというような状況があります。そういう中でIT産業、あるいはこの中には多分議員がおっしゃっているのは、頭脳誘致、いわゆるそういう頭のいい人たちがこちらに来て、それほど大きな会社じゃなくても、個人でもそういう仕事ができるいわゆるSOHO、例えば下田なんかで空き店舗、いろいろとありますので、そういうSOHO事業等をやりながらやることによっても少しは効果があるのかなというふうに思います。

ちなみに、裾野の場合ですと、多分市税等が108億円ぐらいあるかと思えます。市税収入、下田は3億円です。このうち裾野の場合は、多分35億円か6億円ぐらい法人税収入があるのではなかろうかというふうに思います。という、法人税収入だけでも下田の市税を上回っているという数字であります。下田の場合ですと、法人税収入、多分2億円を切るぐらい、1億9,000万円ぐらいしかないということでもありますから、やはり裾野みたいにトヨタとかヤザキとか、今度は関東自動車も本社機能を裾野に移すということでもありますから、裾野は笑いがとまらないというぐらい、この間市長さんに会ったら、今少しずつ移動していますということで、横須賀にある関東自動車の本社機能が裾野へ移りますと、若い人たち1,800人ぐらいが裾野へ移動してくるわけですね。そうすると、それだけで高齢化率が多分十六、七%、我々のところは27%、8%ですから、これだけ地域格差が出てくるわけあります。

いいところばかり目指してもしょうがないですから、我々ができる範囲内で、議員がおっしゃるようなそういう企業誘致というものを、これは今日、南の議員さんいらっしゃいますけれども、下田だけじゃなくて、やはり南とかそういうところとの関連で、企業なんかの誘致を図るという努力がやはり必要じゃないのかなというふうに思います。立地条件の大変悪いところでもありますので、何らかの知恵を図りながら、これから団塊の世代であります大変お金持ちが職を離れます。そういう方々がどのようにこっちの方へ来るか、あるいはそれが

間接的に、直接的に市税の収入に結びついてくるのか、いろいろなことを工夫をしなければならぬ時代になっているのかなというふうに考えております。

議長（森 温繁君） 番外。

教育長（高橋正史君） 教育予算の細かいことは担当課長にしますけれども、増田議員のおっしゃられるとおり、教育予算が十分だとは毛頭思っておりません。教育予算については、努力不足というより、力不足を感じさせられている日々だというふうに思います。今日ですか、自民党の中川政調会長が、今度の新しい内閣を教育改革内閣と名づけたいとかというふうに、予算のことについては何にも言っていなかったんですけども、やはり私が現場にいるときに、今は教育行政の場にいますけれども、校長会やいろいろな会の中に、教育委員会サイドとして、金がなければ知恵を出せというふうに、ふざけるなというふうな感じで思ったわけですけども、金もあって知恵も出すというふうな形の中で、今度は反対に私がそう言わなければならない立場だなんていうふうなことですけれども、やはり自分自身としては、キャップ制というない中で、決して財政だって市当局そのものが教育予算を削ろうとか、教育そのものを重要視していないということではないようですけども、やはりキャップ制とか、そういうような形の中で要求が削られていくか、どうつけていくということじゃなくて、どう削っていくのかという予算編成というような形についての限界があるんだろうなと。

ただ、その中でめり張りをつけるというふうな形の中で、私たち自身は要求していくようです。教育は聖域なりとは言いませんけれども、やはり努力不足というか、力不足を認めながらも、教育予算等のために頑張っていきたいなというふうに思います。

議長（森 温繁君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） それでは、道の駅の関係のご質問があったと思いますので、答弁いたします。

道の駅は、まず各施設、各種情報を一元化して発信し、道の駅としての公共性を維持しつつ、交流拠点、そして地元のゲートウエーとして機能を充実させていくということが必要と考えております。そこで、議員さんのご質問は、地元産物の直売所の充実ということだったと思いますけれども、これは現在道の駅に6店舗入っておりますけれども、種類はかなり充実しております、6店舗で120品目ほどを並べております。店舗数が6店舗ということで、充実というのは、これも拡大していくというようなことかとも思いますけれども、これは今のところ年間35万人から40万人の来場客と見込んでおりますので、月にしますと3万人、日にしますと1,000人ぐらいのお客さんということで、これを拡大していったら、店舗も広げて

いくというようなことになろうかと思えます。

それで、もう1点、自主事業の範囲というようなことをございましたけれども、自主事業というのは、どこの管理者になられても、その枠の中で営業を伸ばしていただくということしかないのではないかと考えていますけれども、道の駅でいいますと、4階の歴史展示室、ここに民間のいろいろなルートを使って多く、市よりうまいルートで呼んできていただくとか、そういうことになろうかとは思いますが、家賃等は決まっていますので、同じこととなります。ですから、あとは、目的外の一時使用でイベントを開くとか、そういうことでやっていただくしかないのかなというふうに思っています。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 教育長の方から先ほどお話がありました教育関係の予算の関係で、若干補足をさせていただきたいと思えます。

私ども小学校、中学校の管理、それから幼稚園の運営をしているわけですが、小学校の管理備品というもの、それから中学校の管理備品、それから教育振興の備品というのがあります。これは教育振興の理科備品につきましては、国費が充当されてまいります。国費の範囲の中で、常時その備品を整備していくというやり方をしております。また、一般の図書ですとか、教材の備品につきましては、予算編成時期にそれぞれ各学校の担当者よりヒアリングを行い、予算計上していくわけですが、実際には3分の1程度の実施しかなされていないのが現状であります。

先ほど市長の方からありました選手が多数せっかく頑張っていて、遠征をしていい成績をおさめている結果について、教育委員会では少し補助を増やすことはできないのかと、私のところに参りました。昨年まで190万円という補助金があったんですが、補助金の見直しの中で170万円という金額を今年示されておりまして、その中でぜひ対応させていただきたいというお話を担当の方には申し上げます。

それから、続きまして質問の大きな2番の中の農作物の地産地消ということで、増田議員さん、たびたびそのご質問をいただいております。それを学校給食の方でぜひ多くの活用、利用をさせていただいて、地域の農産物の生産、それから農地の荒廃防止、こういうことにぜひつなげてほしいんだという趣旨でたびたびご質問をいただいております。ただ、一つには、学校給食費の単価というのが小学校で238円、これは1食ですが、中学生で28円という単価で今動いております。これを全うするためには、相当絞った内容のものしか使えない

ということがありまして、なかなか思うように活用できない。それから、もう一つには、ある程度数がそろわないと、今度はできないという部分がありまして、材料に使って加工するというのであれば可能なんです、そういう面もありまして、なかなか思うようにいかないということが現実にあります。

ちなみに、お米の金額等を聞きましたら、10キロで2,900円程度の米を使っていると。たまたま市場で見ますと、3,000円から4,000円というものが普通の料金でありまして、なかなか単価的なギャップ、これが埋り切らないのかなという感じがいたしております。ただ、そうは言いましても、下田市場の方にも問い合わせをしまして、市内の市場に出てくるものしゅんというものをいかにうまく栄養士さんが設計をしていくか、組み込んでいくかということで、かなりそれが解消される部分があるよということで、今5人おられます栄養士さんの方にその指示をしてございます。ぼちぼちですけれども、そういう内容で実現を図っていきなというふうにも考えております。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長（出野正徳君） では、集中改革プラン、改革9項目のうち職員の適正化計画について報告いたします。

今年の3月に第3次の定員適正化計画を策定しまして、平成22年4月1日には、297人を28人減じまして、269人とする計画を策定しました。この計画ですが、毎年定年退職者2、勸奨退職者3名を予定をして計画を策定してございます。本年度計画では7人の退職予定を大幅に超えまして、29人が退職することになりました。29人退職することによりまして、平成22年4月1日には、計画より7人多い35人の減となり、職員数は262人となるものでございます。

ちなみに、他町村からは、下田の職員は多い多いと言われますが、平成8年4月1日には、職員数は350人でした。平成22年4月1日には262人となり、約90名近い人数の減になるものでございます。平成14年度に定めた第2次適正化計画においても、5年間で14人の目標の減に対しまして、実績では26人の減となっております。この際見直しを行いませんでしたが、今回については退職者が大変多いものですから、部分的に見直しをする必要があるかと思っております。そして、この辺についても今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 番外。

建設課長（宮本邦夫君） 3番目の生活基盤整備についての市道の維持、修繕、これの特に橋梁の補修についてのご質問でございますけれども、今回議員の方からも指摘されましたので、調査を行ったところですが、老朽化という部分もあるんですけれども、特に海岸部の橋梁につきましては、潮風、波しぶきによりまして、コンクリートのひび割れ、剥離等が発生しておりまして、鉄筋が露出してさびている状況、写真にありますけれども、そのとおりになっております。

この補修方法につきましては、かけかえを含めまして、断面修復あるいはコンクリート保護等いろいろ検討しておりますけれども、補修につきましては多額の費用を要すると、市の単独では困難ということでもありますので、補助事業等の採択を得まして、計画的に実施していきたいというふうに考えております。下田市の総合計画の実施計画にも上げてありますので、予算要望をしまして、危険度の高い橋梁の方から早急に修繕していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 番外。

水道課長（磯崎正敏君） 上水道の未普及地域の対策でございます。

一応17年度の下田市における未普及率は、96.7%になっております。水道の未普及地域については、今、須原をやっているわけなんですけれども、一応請願が出された須原の入谷地区、それから須原では坂戸、八木山、北の沢、それから北湯ヶ野、大賀茂の堀切、それから加増野、この辺が一応未普及地域、この辺については、今現在市の補助で行われている簡易給水施設整備事業で給水はされておりますけれども、水道ということではありません。これについて、うちの方はこれから、今、水道ビジョンというような形のものをつくっております、3年度までに一応未普及地域のものについては、整備をしていきたいというような計画をつくっております。

ただ、計画をするについては、一応給水区域内にするという変更認可等をしないとやっていけないというものがあります。ただ、公営企業については、公共性と経済性を両方堅持しつつ、一応独立採算制という形のものがありますもので、その辺を考えながら進めていきたいという形を考えております。

それから、要望書につきましては、大賀茂の1組組長から一応は提出されております。大賀茂については、簡易水道施設でやっている堀切と、その部分を含めて一応認可区域の中に入れていきたいという形では考えております。

以上です。

議長（森 温繁君） すみません、お願い申し上げます。ここで 10分間休憩してよろしいでしょうか。

これから 10分間休憩いたします。

午後 3時29分休憩

午後 3時39分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、8番 増田 清君の一般質問を続けます。

8番。

8番（増田 清君） それでは、再質問させていただきます。

1番目の行政改革についてでございます。

今、総務課長より職員の定員管理の適正化について回答がございました。言うなれば、5年後の達成は、目標を達成するということでもあります。しかし、262人ということで、90人減りましたということですが、やはり適正化、今、市役所が本当に何人必要なのか、それは臨時職も含めまして、財政でも多い比重を占めているわけですから、これから臨時職員、嘱託等を踏まえて、やはり再見直しをするべきだと思いますので、その辺についての考え方はあるかないかをお聞きしたいと思います。

各項目についてずっとやっておこうと思いましたがけれども、聞いておこうと思いましたがけれども、時間の関係で省略をすることにし、ちょっとまだ市に対してははっきりしていない今後のことですが、自治法の改正により、来年度から助役が副市長という名称に変わるということです。それらの職務内容について、もしわかれば、教えていただきたいと思えます。

それから、地域の公民館等の管理についてです。

実は大賀茂地区は、地元で集会所を皆さんお金を出し合ってつくってきました。吉佐美地区でも今年やはり地元で集会所をつくりました。公民館があるのに、なおかつ七、八千万円かけて集会所をつくっております。やはりそういう市民の公正、公平の意味からも、各地区の公民館というのは、各地で使うわけですね。やはり合併して、当時合併の何か条件ということですが、公平、公正の意味から、地元で管理するというのが僕は一番基本的にいいんじゃないかと思えますので、その辺のことはどんどん地元へ出向き、やはりちゃんと話

し合いをして行くべきだと、そう思います。それについて、そういう気があるのかないのか、なるべく早くそれでもの結論を出していただきたいと、そう思います。

それから、交流館の指定管理者制度の導入について、昨日も鈴木 敬議員が質問をしておりました。やはりこれは指定管理者が決まってから、ではあそこで何か自主事業をやりたい、これやりたいという相当交流人口が多い場所でございます。土、日もかなり集まると思います。そういう事業が申請を出されたとき、やはり今後どう対応していくのか。毎週日曜日、朝市、あの駐車場の暗いところで行っているわけですが、やはりあそこは指定管理者が自主事業で利益を上げることのできる可能な施設だと思いますので、その辺のところをまだはっきり決まっていけないという話も昨日ありましたけれども、ちょっと内容がわかりにくいので、再度わかれば、ご説明をお願いしたいと思います。

それから、教育費についてです。

私の言うのは賀茂地区、言うなれば地域ですね。下田だけ極端に低いのではないかと、そんなふうな気がするわけです。これは先生方もあっちこっち異動しますから、回り回って各事情はよくわかりだと思えます。その地域で格差が出ないようにするにはどうしたらいいかということ、やはりこれは他地区の教育委員会との調整もあるでしょうけれども、その辺のところを教育長としてどう考えていくか、そのお考え方をもう一度お聞きしたいと思えます。

それから、農業政策についてです。

順次今関係者と協議していく、そういうことでございます。9月1日から新農業政策というのがあります。国の方で開始されました。これは本当に基礎的な品目について、その作物をつくる方々に農業補助をするという仕組みだそうですが、それを見ると、4ヘクタール以上の耕作地がないと国の補助対象ではないよということらしいんですけども、下田で4ヘクタールをつくっている農業従事者はいないと思うんです。そういうことも考えて、狭い農地を今後有効的に利用する方法、もっとやはり考えるべきじゃないかと思えますので、何か案がありましたら答弁をお願いしたいと思えます。

それから、猿、イノシシの被害、市長もびっくりなさったと思えますけれども、これも広域で考えていかないと、やはり県なんかとよく相談をして、その対策を進めていないとなかなか抜本的な対策にはならないと思えます。我々が一番今心配しているのは、お年寄りが多いわけですから、耕作意欲がなくなって荒れる。荒れれば、また今度はそういう猿、イノシシが住宅地域へと出る。そういうことを心配をしているわけです。そういうことで、住宅地

域へ出れば、警察の管轄になるでしょうけれども、やはりこれも根本的に県と協議して考えていただきたい、そう思うわけです。

それから、市道の維持、修繕について、橋の構造物、実は写真を配付したわけですが、これは構造物の一部ではないかと思うんです。まだまだほかにも、かなりやはりこういうひとつ劣化したというか、修繕をしていかなければならない構造物がかなりたくさんあると思います。そういうところを1回精査して、全体的に市道の構造物、どうなっているのか、やはり明らかにして検討すべきだと思いますが、その辺のところを再度できましたら答弁をお願いしたいと思います。

それから、最後の市内の経済対策についてです。

私の意図するところは、国の方でも経済財政諮問会議で、今後地域と、地域中小企業の活性化の地域活性化戦略をこれから上げると、行っていくと。そういう中で、5年間で地方での1,000程度の新規事業創出を図ると、それから地域資源活用 企業化プログラムとしての創設、言うなれば中小ものづくり高度化法を中核に、5年間で 500程度のプロジェクトの成果、それから、少子化等の地域経済課題に対応するための3年間で 100のモデル商店街の確立、そういうことをこれから国の方針でやろうとしているわけです。いずれにしても、そういう観光関連ではなかなか活性化は図れないということから考えまして、特に須原地区、あの辺は土地がいっぱいあるわけですから、そしてまた、沼津方面へ道路が整備されれば、1時間もかからない地区になるわけですので、この辺今後やはり工業に関する工場等 も視野に入れて誘致すべきではないかな、そう思います。

南伊豆地区では、今日議員さん来られていますけれども、コンピューター空港、今誘致をということで行っています。コンピューター空港とともに産業も、空港からも産業を誘致しようということで、皆さん一生懸命頑張っておられます。観光と生産、そういう工場がもしできれば、マッチすれば、やはりこの地域の一つの経済発展は、かなり大きなものがあるんじゃないかなと、そう思うわけですので、再度答弁できましたら市長にお伺いをしたいと思います。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長（出野正徳君） では、職員の適正化ということで、職員を減らすだけが能じゃないと、何人下田市は適正なのかということなんです。7月 10日に経営戦略会議の会議の中で、東京で活躍しております、また行財政改革で専門家ということで活躍しております大

森わたる先生を招待というか、講演をお願いしまして、「行財政改革」という講演をしていただきました。そのときに、29人下田市の職員はやめますよという私の話の中で、財政再建を図っていくために、とても微細もない職員を減では、とてももっと減らすべきだという提言を受けてございます。

定員モデルの中で、今、下田市の定員モデルとして、国の類似都市等々の比較をするのに、国が示す定員モデルという数字がございまして。平成18年度は一般職が206人で、1人オーバーをしております。今年29人やめることによって、一般職においては14人マイナスになっております。全国規模の類似団体の都市より、下田市は14人、人が少ないという結果になっております。今回29人職員が退職するわけでございまして、そのうち16人が一般事務者でございます。人事管理上欠員補充ということで、本来であれば16人を採用したいわけですが、財政再建を目指す本市にとっては、必要最小限の採用ということで、そのうちの2分の1、8人を採用させていただくこととなります。そうすることによって、大体一般事務が170人前後になる予定でございます。この職員が、一般事務については、この170人ぐらいが最小の限度ではなかろうかと思っております。

平成17年度の決算を見ても、国の方から権限移譲が、33の事務が権限移譲されております。県の方から、国から来る交付金が、権限移譲のための移譲金が約270万円です。これは臨時雇い1.5人分相当の金額しか来ないわけでございますので、確かに事務量はどんどん増える、職員は減る、これは大変でございます。いつも市長、助役が言いますように、少数精鋭主義で頑張るしかないのかなということで、この辺についても職員、いろいろな事務執行については、職員一丸となって頑張っていく予定でございます。

また、助役が来年の4月1日には副市長になるという質問でございますが、地方自治法の改正によりまして、助役の名称が副市長という格好になります。今地方自治法の167条の中に、助役の職務ということで規定されております。それには、市長を補佐し、その補助機関たるそれぞれ職員の指揮監督をする、または市長がいないときはその職務を代理するというふうなうたわれております。今、自治法の中で、副市長の職務というのは、まだ正確に決まっておきませんが、多分助役と違って、自治法の中で副市長の職務というのがある程度網羅されてくるのではないかとということで、まだ詳しいことはその辺はわかっておりませんので、この辺で答弁は勘弁させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 番外。

教育長（高橋正史君） 教育長として教育予算、特に賀茂地区内の学校と比べて下田が低いんじゃないかと、先生の異動の関係というような形の中で、どう考えるというような形で答えします。

下田は7小学校、4中学、1校があります。東伊豆、河津、南伊豆、西伊豆というふうな近隣のいわゆる賀茂地区という中には、小学校25校、中学校12校と37校、この地区内での異動というのがほとんどなわけで、あとは地区外として沼津、三島とか、富士とかというのを、それから東部事務所管内という形で、中部とか、西部とかというのに行く異動があるわけですが、すけれども、ほとんどがこの地区内の異動という形の中で、下田へ来ると非常に予算が足りないというような形の事を先生から聞くことは、確かに事実です。

例えば一番私たちがつらいのは、いろいろな各学校で細かいことはそれぞれ違うんだけれども、さっきのような話題に上ったのは、部活の遠征費というふうなこと、それから例えば教員の教科書、新しく指導課程が変わりまして、教科書の教員への指導書を含むそういうような感じの図書が入っている非常に比べやすいものについて、確かに少ないなというような形ですけれども、これはこたえようがないわけです。そういうような形の中で、ぜひ数字を見せながら財政等の中で、はっきり言って先ほども言いましたけれども、物わがりの悪い教育委員会とか、教育長になりたいなと、こういうふうに思います。

議長（森 温繁君） 番外。

生涯学習課長（土屋和夫君） 公民館の統廃合に向けて地元へ出向く気があるのかというご質問でございます。

公民館運営審議会等の会議の中からも、地元との話し合いを持つようにというご意見もありまして、地域の十分なお理解とご協力をいただきながら、前向きに進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） 道の駅のご質問でございます。

道の駅が指定管理者になった場合、その指定管理者が自主事業の申請を出された場合どう対応するかというご質問でございますけれども、ちょっと具体的でなくて申しわけない、こちらでも答えようがないんですけれども、この答えをすればしたら、現時点では施設には目的がございます。まず、その申請が、その施設、道の駅という施設の目的に合致しているかどうかということです。それと、その目的のために機能を持っております、全部施設には。

その施設の機能に合っているかどうかということになるかと思いますが。昨日極端な例を出しまして、会議室を食堂にすることは難しいということを申しましたけれども、難しいということは、県の方にも行って協議をしまいであります。やはりどうしてもそういうことをする場合は、補助金の却下法による補助金の返還、また起債の繰上償還というものが伴いますよということでございます。県としましても、そういうことを承知でそういうことをしてくれるなということでございます。

お答えにちょっとなりませんけれども、そういうことでご了解いただきたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

建設課長（宮本邦夫君） 橋梁の関係のご質問でございますけれども、鍋田だけでなくもっと精査しまして、対応しなさいというようなことじゃなかったと思いますけれども……

会議時間の延長

議長（森 温繁君） ここで時間を延長いたします。

建設課長（宮本邦夫君） 今回、鍋田だけではなくて、調査したのは白浜の板戸、それから須崎のこれは橋じゃなくて、ボックスカルバートというところですけども、こういうところについては、先ほど説明しました剥離だとかさび、これはありましたので、そういうお答えをさせていただきます。

そのほかに修繕が必要なところといいますが、長大橋の鋼製の橋、これについての塗装、これからやっていかなければならないよと。その中で、下からいえば、寝姿橋、それから中村橋、本郷橋、それから高根橋ですか、そういう鋼製の橋の塗装もやっていかなければならないと。それと、そのほか老朽化した橋のこれもかけかえも計画的に、これも本当のお金がかかる話ですけども、考えていかなければならないなというふうに考えております。とにかく危険な橋梁から計画的に修繕なり、そういう計画を立てまして、進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（森 温繁君） 8番。

8番（増田 清君） それでは、最後に教育費の関係でございますけれども、いずれにしても下田市が低いのはデータであるわけです。何といたっても低いのは、数字であらわされております。これをごまかすわけにはいきませんので、賀茂地区で下田市が教育費、同等なやはり

子供が教育を受けられるような、十分支障がないようなことをお願いをいたしまして、質問を終わります。

議長（森 温繁君） これをもって、8番 増田 清君の一般質問を終わります。

次は、質問順位8番。1つ、小学校における体罰について。2つ、稲生沢幼稚園の統廃合問題について。3つ、旧南豆製氷所の整備計画策定と構造調査について。4つ、共立湊病院建て替え問題への下田市の取り組み姿勢について。

以上4件について、3番 伊藤英雄君。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

3番（伊藤英雄君） 政和会の伊藤です。議長の指名により質問を行います。

最初の質問は、小学校における体罰問題です。

学校教育の現場において、体罰があってはならないと言われてからどれくらいの月日がたったでしょう。下田市においても、体罰が行われたという新聞記事が載りました。このことについて先生はしっかりと反省をし、二度と繰り返さない処置がとられているのかどうか、またこれを機にどのような対策がとられたのかを質問いたします。

最近では、逆に子供による先生への暴力が新聞等をにぎわせています。今朝のテレビでは、先生の体罰を禁止したから、子供が暴力を振るうようになったと、まことしやかに話している人もおりました。暴力によって暴力を封じるような力の支配による、こうしたことが教育現場の中にあっていいのかどうか。ある意味では、理想を捨てたときに、教育はその意味を失うようにも思います。下田市では、子供が先生に暴力を振るう、こうした事例があるのかないのかを質問いたします。

次に、稲生沢幼稚園の統廃合問題について質問いたします。

9月4日に稲生沢幼稚園において、石井市長が直接父母に廃園の理由を説明するというこ
とで、聞きに行ってきました。その説明を聞き、正直がっかりいたしました。こ
んな理由で
廃園が納得されるわけがない。誠意というものを全く感じない説明でありました。とにかく
お金がない、施設が老朽化している、それだけの理由です。お金がないなんていうことは、
全く理由になりません。必要なことは借金をしてもやらなければいけない。旧南豆製氷所
では、約8,000万円の借金をして残すと言った。旧南豆製氷所は必要なものだから、約
8,000万
円の借金をしても残すと市長自身が言われた。稲生沢幼稚園が必要なら、借金をしてでも残
さなければいけない。それを残せないというんなら、なぜ必要ないのか。その理由を言わな
ければいけない。あえて言えば、稲生沢幼稚園が伊豆石で建てられていないから、木造なの

で残せないのかもしれませんが。市長に伊豆石に対する思いの 10分の1でもあれば、子供に対する思いがあれば、あるいはこの答申は廃園とはならなかったかもしれません。

建物の老朽化がひどく、稲生沢幼稚園が使えないほどひどくなっているというんですが、昨日、今日、老朽化したわけではありません。幼稚園を運営していく中で、子供たちが安全に過ごせるように幼稚園の施設を維持するのは、市の義務であります。補修なり改修なりをして、安全な幼稚園を維持していく義務、それを果たさないで、今になって老朽化している、使えないから廃園にする。そんな無責任な言葉はありませんよ。下田小学校で雨漏りしたら、廃校にしますか。雨漏りを直そう、修繕をしようと言うじゃありませんか。修繕をする金がないから、下田小学校を廃校にしますか。するわけがない。建物の老朽化だ、お金がないなんていうことが理由になるわけがない。そんな説明で議会が通るはずもありません。あまつさえ、地震が来たら責任がとれないから、耐震性のないのは稲生沢幼稚園だけではありません。吉佐美幼稚園、白浜幼稚園、みんな耐震性はありませんよ。なぜ稲生沢幼稚園だけ責任がとれないというんですか。吉佐美幼稚園、稲生沢幼稚園、白浜幼稚園、耐震性がない、どんな責任をとるといいますか。耐震性がなくて廃園にするというのなら、下田市の教育、保育は全部店じまいをしなければいけませんよ。教育、保育はやれません。

私が石井市長に感じていたのは、考え抜いて政策をつくるタイプではないけれども、多くの人の意見を聞いて、その知恵を集めて政策をつくり上げていくタイプだということです。6年前、市長選に初めて出られたときは、人の意見をよく聞き、耳を傾け、素直で包容力のある人物だという印象を持っておりました。しかし、最近の市長は変わられた。特定の人の意見しか耳を傾けない。独裁者のような言動すら感じます。6年間、最高権力者の地位にあって、権力という魔物に取りつかれたのでしょうか。2期目の市長選が選挙にならなかったことが影響しているのでしょうか。市長、今日、傍聴に来ているお母さん方をしっかり見てください。もし選挙があれば、私を市長にしてください、皆さんのために一生懸命働きますと、お母さん方に訴えたんじゃないんですか。市長をやっているのは、もちろんご自身の努力と能力によるものが大きいんでしょう。しかし、市長とか議員というものは、その仕事は住民に選ばれているからやっている。住民によってやらせてもらっている。そういう思いが心のどこかになければ、思い上がりというものが出てくるんじゃないでしょうか。

仮に、稲生沢幼稚園の廃園が避けられないにしても、そこには責任と思いやりが必要です。市長には、廃園により数百万円の経費が浮くということしか頭がないのかもしれませんが。しかし、大好きなお友達や先生やみんなに会えなくなるという子供の失望があります。それを

見守る母親と父親の気持ちがあります。昨年の説明会での約束を裏切られたという怒りがあるわけです。市長、あなたが相手にしているのは、物ではなく人間です。人間には心があります。中国の古典に、我が心石にあらねば転ばすべからず、我が心むしろにあらねば巻くべからずという言葉があります。市長が今つぶそうとしているのは、建物ではありません。そこに通う幼い子供の失望の心です。そして、その子を愛してやまない親の希望がつぶされようとしているんです。政治には思いやりが必要で、温かい配慮が求められています。ぜひ初心に戻って、6年前の最初の市長選挙に出たときの気持ちに戻って答えていただきたい。行政の執行に当たり、住民への思いやり、弱者に対する配慮というものが重要ではありませんか。

さて、幾つか質問を続けます。

下田市には幼保一元化に向けての幼稚園、保育所の再編計画書というものがあります。これは、平成9年から続けてきた幼保一元化の議論を平成14年から17年まで議論を重ねてきたもので、市役所の中における一つの結論という理解をしていたのですが、この報告書の位置づけはどうなっているのか質問いたします。

また、この中では、稲生沢幼稚園と下田第3保育所を統合して、幼稚園を設置するとあります。しかし、今回の答申では、白浜幼稚園、吉佐美幼稚園、稲梓幼稚園は、保育所と一体化した施設の整備を言っているのに対し、なぜ稲生沢幼稚園だけが保育所ではなく、下田幼稚園と統合になっているのか質問いたします。

働かないで自分の子供を育てている。幼い兄弟がいるから働けない。こうした家庭の稲生沢地域に住んでいる子だけが幼児教育も保育も受けられないわけです。答申では、稲梓に住んでいる、白浜に住んでいる、吉佐美に住んでいる、あるいは旧町内に住んでいれば幼児教育を受けられるのに、稲生沢地域に住んでいるがだけゆえに幼児教育、保育も受けられない。こんな不公平、不平等が許されるはずがない。なぜ稲生沢地域だけに幼稚園機能が要らないという結論に達したのか、納得のいく説明をお願いします。

次に、一昨年、浜崎幼稚園を翌年3月に廃園にするという議案に対して、議会はその時期を1年遅らせました。このことをどのように理解し、考えているのか。また、審議会には、この1年延ばしたという議会決定をどのように説明をされたのか質問いたします。

1頭の妖怪が下田市役所にあらわれています。下田市集中改革プランという妖怪です。この集中改革プランの幼稚園の再編によれば、平成18年度に、浜崎幼稚園の廃園により700万円の削減効果が出る。平成19年度には、740万円の削減効果が出る。これは稲生沢幼稚園の

廃園によるものでしょう。さらに、平成 20年度には 810万円の削減効果が出るとあります。つまり、集中改革プランでは、来年新たに 1 つの幼稚園の廃園が提案されるということになります。それは、どこの幼稚園なのかをお聞きいたします。

次に、旧南豆製氷所の整備計画策定と構造調査について質問いたします。

財政が非常に厳しい中、約 400万円をかけて下田市歴史的まちなみ景観活用計画策定業務を行いました。この業務は、予算要求をする前から業者が決まっているという、経験が豊富であるということで、できたばかりの N P O に業務委託をするという不思議なものでした。不透明ではありますが、他の業者であれば 1,000万円かかるところを 400万円足らずでやるというのですから仕方がないのでしょうか。

さて、この業務委託の中に、旧南豆製氷所の建物調査という不思議な項目があります。これは個人所有の建物であり、その建物の整備計画をつくるということに、公金が使われるということに大きな疑問を感じるわけです。例えば下田市歴史的建造物保存条例の指定を受ける。そこに公金が投入されるならわかります。この旧南豆製氷所への公金投入は、いかなる法的な根拠があるのかをお尋ねします。

また、この調査は所有者の依頼によるものなのか、所有者とはどのような約束事項があり、今後の整備計画について、所有者はどのように考えているのかを質問いたします。

最後の質問は、共立湊病院の建て替え問題であります。共立湊病院の建て替え問題の下田市の取り組み姿勢について。

共立湊病院の病棟は昭和 45年に建設され、既に 35年が経過しております。老朽化が激しく、使い勝手も悪い。また耐震性がないという問題もあります。平成 15年 9月に建設検討委員会を設置をされ、検討しております。幸いなことに、稲生沢幼稚園と違い、病院の廃園という問題は提起されておられません。しかし、建設資金を負担することになると、1市5町には大きな温度差があります。住民の利用が下田市、南伊豆町に偏っているためです。それ以外の町の協力が得にくいという状態にあるんです。下田、賀茂地域の中核病院といいながら、交通アクセスの悪さ等から、実際にはその役割を果たしていません。それで、より多くの住民が利用しやすいように、中央に建設しようという意見があります。

また、病院を運営している地域医療振興協会も人口の減少という予測の中で、将来の経営の安定を図るためには、交通アクセスのよいところへの移転が必要であるとも言っています。病院を下田へ移転しようというのは、患者数が余りにも地域的に偏り過ぎている。下田、賀茂中核病院とするには、その機能を果たしていない。人口の減少が予測される中で、病院経

営の安定を図らなければいけない。

しかし、現実には病院を建設するとなれば、国・県の支援が必要であります。この県の支援を受けるためには、2つの条件が挙げられています。

1つは、下田、賀茂地域のいわゆる1市5町の合併であります。共立湊病院の建設費は、合併支援策として要求されていることから、下田市へ共立病院を移転することは、そのまま1市5町の合併を進めていくという立場になります。したがって、合併に慎重な立場をとる首長は、そのまま移転に慎重な発言をしています。合併イコール移転という構図ができ上がりつつあるのです。

2つ目は、共立湊病院組合自身が下田市への移転を決定することです。これも移転が合併支援策として県の支援を前提にしていることから、合併反対派が下田に病院を移転することに疑問を持っている南伊豆町民の感情を政治的に利用して、合併を阻止しようとしています。私が危惧するのは、もともと施設の老朽化や偏った患者数の改善、経営の安定といったことから始まった建設問題が合併反対派に政治的に利用され、合併もできなければ、建設もできないという状態になることです。老朽化し、耐震構造も持たない現在の病院を維持し続けることは、かなりの困難な話です。どこかで抜本的な対策を講じなければなりません。仮に、合併をしないにしても、この問題は課題として残ります。建物の老朽化、経営の悪化、こうしたことから共立湊病院そのものがなくなってしまう可能性もあります。

下田市、河津町、南伊豆町の合併が壊れたときに、南伊豆計算センター、交通災害共済の解散という結果につながりました。もし1市5町の合併ができなかったとき、共立湊病院組合が現在の枠組みのまま維持できるのかどうか、慎重に考えていく必要があります。現状では、実質的には下田市と南伊豆町民だけの病院になっております。しかし、下田市と南伊豆町だけで病院を維持できるのかどうか、合併とは別に、共立湊病院をどう維持、残すかというのを別な視点から考えていく必要があるかと思えます。

このような状況下の中で、下田市としては病院の移転問題へどのような取り組む姿勢をお持ちなのか。また、仮に下田市に移転する場合には、南伊豆の現在地に診療所の建設が必要と思われませんが、そのことをどのようにお考えでしょうか。

以上で私の主旨質問を終わります。

議長（森 温繁君） 番外。

市長（石井直樹君） 伊藤議員の幾つかのご質問にお答えしたいと思います。久しぶりに私も少しかつとなっております。言葉の暴力というのがあるんでしょうけれども、こういう

議場の席で市長の思い上がりだとか、前回無投票だったから独裁的になっているとか、ちょっと私もあなた自身の性格をもう一度、今までの見方と少し変えたいなという今思いであります。確かに、そういう言葉を使うというのは、うけはいいですよ。だけれども、私自身がやはり6年前に市長になったときの気持ちというのは、変わっていません。はっきり言ったら、このまちを立て直したいということなんです。そういう思いで……

〔発言する者あり〕

市長（石井直樹君） だれか何か今言いましたか。という思いで頑張っているわけですから、少しは主義主張は違って、あなたも同じ市議員という立場で、このまちの全体を考えながら選挙に勝って頑張っている、同じような気持ちと一緒に協力しながら、このまちを再生したいということで努力をしていただきたいというふうに思います。

最初の小学校における体罰の問題につきましては、これは教育長の方から答弁をさせていただきます。

それから、幼稚園の統合問題につきましては、私の方から答えられる部分と、また教育長の立場で答える部分があると思いますので、それぞれが考えをまた述べさせていただきますというふうに思いますが、幼保一元化の問題がどのような扱いになっているのかということは、現実に最終答申が出た中で、今私の頭の中に残っているのは、やはり4地区になるべく幼保的な施設をつくりたいという思いであります。

昨日、私も議会を終わって下へおりましたら、幼稚園の皆さん方から市長に対する要望書というのが置いてございました。いろいろ読ませていただいた中では、教育委員長へ出した要望書と頭は同じなんです、若干中身は少し変更されておりましたが、この内容につきましては、やはり稲生沢幼稚園と下田幼稚園を統合するよりか、第3保育園と幼稚園を統合してくれる方向へ持って行っていただきたいという要望がまず1点ありました。これは前回の9月4日に、私どもも父兄の皆さん方にご説明申し上げましたように、将来はそういう方向に当然なってくるであろう。しかしながら、第3保育園も今は稲生沢幼稚園に続いて、大変耐震化のない古い施設であります。私自身はそのときにも説明申し上げましたけれども、2万六千何百人のまちに、保育所、幼稚園が13施設あるというのは、これは絶対多過ぎると、この辺の問題をしっかりと片づけていかなければ、まちの再生というのはできないよという思いは述べさせていただきました。

決して財政だけの問題ということじゃなくて、議員がおっしゃっているように、私自身もあそこの幼稚園でPTA会長をやらせてもらったときと比べれば、物すごい劣化度が進んで

いることは事実であります。そういうことを考えたときに、やはり一番古い施設という問題、それから稲生沢の場合は、前々から廃園というような問題点も大きくこの中では議論されてきた経過があります。大変就園率が悪い建物、施設ということもありまして、一番低い建物なんです。ですから、そういうことも踏まえて、やはり計画的にやっっていこうという中で、今回審議会の方からそのような答申が出た中で、今後も教育委員会と検討していくわけでありまして、しっかりご父兄の皆さん方にはいろいろな問題点も、また今後回を重ねて話し合いはしていきたいというふうに私自身は考えております。

それから、後から出てくる南豆製氷の問題について、南豆製氷を残すために 8,000万円も借金をするという考え方を一時は示したじゃないかと、あれについても大変国のいい制度を国から進められて、最終的にはそんなお金はかからないわけであります。そういう制度の中で、今後このまちが生き残っていくためにも、あそこが駐車場になっていいかということでは、大変悩み抜きました。その中で、稲生沢幼稚園にそういうお金を投資するというのは、また考え方が全く違うと思います。将来廃園に向かうというような考え方のある施設に、例えば耐震化を今やった場合に、果たして耐震ができる施設であるかということも問題であろうというふうに思います。それだけの構造が残っておるのかというようなことも考えなければならぬ。こういうこともいろいろ考えた末の判断で、稲生沢幼稚園の廃園、これはやはりお子さんたちに安全なところで、まず学んでいただきたいという気持ちもあります。これは行政を預かる人間とすれば、何かあったら大変という気持ちがやはり先に出来ます。

ですから、そういうことも踏まえて今回の審議会の答申を考えながら、私自身は、やはり2万六千何百人という市民の総体的な考え方に立っての判断をしなければならない立場にあるということは、ご父兄にも申し上げました。ご父兄の方からも一人一人いろいろな思いを述べていただきました。中には、感きわまって泣かれる方もいらっしゃいまして、まさに親の気持ちだというふうには思います。これはやはり親御さんの立場で言っている。私は市長という立場での発言。これをいかに今度は歩み寄りができるかというところへ持っていくのが、私どもも努力しますし、ご父兄の方々にも理解をいただくような話し合いをこれからしていかなければならないのかなという判断はしております。

それから、3点目、南豆製氷の整備計画についての問題ではありますが、これに今回商業協同組合から、こういう目的に使っていただきたいという 600万円のお金を寄附をしていただきました。その中から、一応は基金の中に入れていただきましたので、確かに予算措置ということで公金の支出ということになりますが、やはり市民の方々がそういう思いを持ってい

ただいたお金であります。ですから、今後まちづくりの中で、南豆製氷のあり方、それから伊豆石でできていますけれども、果たして耐震の問題がどこまで持つのか、どのような利用計画ができるのか、こういうことがしっかり観光立市という政策を掲げている以上、歴史的なまちなみの整備のために、あそこを駐車場にははいけないという思いで出したお金であります。これが違法性であるのかどうかということにつきましては、また担当の方から述べさせていただきますけれども、所有者と約束があるのかということにつきましては、一切ありません。これは我々の庁内の検討委員会の中で考えたことと、それから、商業協同組合の皆さん方のお金の使い方をこういうふうに使ってくださいという要望も考えての考え方です。

それから、4つ目の共立湊病院の建てかえ問題、これは今1市5町の中で、大変難しい問題で、道がまだ見えてきません。伊藤議員も病院組合の議員さんでございまして、いろいろ詳しく今お話が出ておりました。現実的には、今入院患者、それから通院患者、45%はこの下田市の人間ですよね。入院患者につきましては、下田と南伊豆町で80%を占めています。ですから、河津、東伊豆、松崎、西伊豆からは、わずか20%弱の人しか共立病院には来ないというような状況であります。それから、外来につきましては、下田がやはり45%、南伊豆が42%、何と87%、あそこに通院をして外来で診ていただくのは、下田と南伊豆町で87%、こういう状況であります。

ですから、この病院のやはり耐震化できていない施設、ご存じのように、一番古い病棟であれば、これはたしか昭和45年、今、共立病院は7棟の仕組みでできているんですけども、一番古い建物は45年にできている建物です。これはいわゆる病棟ですよね。入院患者さんがいらっしゃるような病棟が45年。それから、外来棟、外から来られる方が診察を受けたりなんかするところが、あそこは若干見ればきれいなんですけれども、あれが昭和4年、まさに偶然稲生沢幼稚園と同じときに建てられているような施設なんで、大変耐震化のないということで、病院側では大変心配をしております。何かあったときに大変問題があるということ考えているわけです。こういう建物でありますので、当然まず耐震化あるいは建物を建てかえなければならないという問題が今出てきています。

我々は我々といっても、何人かの方も含めて、やはりこの建物を建てるのに、建設検討委員会を出したお金、大変べらぼうな金額ですね。90数億円という金額が出ていました。これは、当然土地を買うお金を10億円ちょっと見ての金額であります。現在の共立病院のあるところに建てかえをしたときには70億円という。どこを逆立ちしたって、こんなお金は出

てこないですよ。ですから、検討委員会の中でも、今ある 150床と、感染病棟の 154床という建物をまず考えなければならない。でも、病院側は当然今後の人口減、今圏域でいけば7万8,000人ぐらいいるんでしょうけれども、平成 42年、これから 20数年後には5万人になりますよね、今の見込みですと。そうすると、今の状況で、下田市と南伊豆町の住民だけが 80数%、90%近い方々の診療あるいは入院だけじゃ病院経営はできないです、はっきり申し上げまして。

そういうことを考えれば、やはり病院も経営ですから、しっかりした先生方を雇い入れる。今は8診療科目ですけれども、地域の要望とすれば、産婦人科もつくってほしい、循環器系の先生も欲しいよという要望が当然上がっているわけですから、やはり病院機能、それから病院経営をしっかりできるようなものを行政は応援していかなければならないということで、今、ではやはり中心部へ来て、河津の患者さんとか、西の患者さんも来ていただくような病院経営ができなければ、はっきり言ったら、このままいつ耐震化ができない、病院の建てかえもできないといったら、今受けている医療振興協会大変心配ですよ。今全国にいろいろと展開して、お医者さんも少ないという中で、見切りをつけられたらどうします。この地域に基幹病院がなくなります。そういうことをしっかり我々が行政の責任としていい場所に移しながら、そういうことを考えなければならない。

それから、建設費に係るお金も工面しなければならない。この工面の仕方というのをやはり我々6市町村、とても出せません。ですから、今合併の議論が出ておりますけれども、合併支援策として県から大きなお金をいただいて、この病院建設費を捻出する。あるいはもし医療振興協会で受けていただくんですけど、病院側からもそれなりの費用を出していただく、こういうようなことを考えなければ、絶対病院というのはできないと思います。

そういう例えば今のあるところに建てられないから、耐震化だけやろうよといったときに、その費用がどのくらいかかるのか、果たして議員がおっしゃったように、下田と南で 80%の患者さん、普通だったら河津も東伊豆も西伊豆も、おれたちは抜けるよという議論には必ず出てくる可能性があります。そういったときに、耐震化費用も下田と南だけじゃとても財政負担はできないような状況になるかと思えますし、今言ったように、将来のことを見据えたときに、病院の契約は平成 20年までですね。ですから、そういう方向性が出れば、病院は果たして我々病院組合と契約をして、共立病院に残ってくれるか、こういう心配もあります。

こんなことをいろいろなことを詰めながら、南伊豆町の町長が管理者でありますから、早

く検討委員会を開いてほしいという要望を出してありました。でも、9月にできない、10月にできない、とうとう11月7日にやっと開くことができます。この中で、我々は現実的な話をしながら、この共立病院のやはり早く方向性に近いものに向かっていかないと、時間がたってしまう、こんなふうな考え方を今持っています。

議長（森 温繁君） 番外。

教育長（高橋正史君） まず、体罰についてのお答えですけれども、確かに新聞報道のとおり事実です。当教諭については、校長、私たちを含めて指導しています。事実の確認をして謝罪することと、そして今後このようなことがないように、子供の気持に寄り添うような形で学級経営をするようにというような形の指導をしました。現在、この教諭については一生懸命やっている、授業は楽しそうだとか、お休み時間にいろいろな話を聞いてくれるなどの声が保護者から上がっているのは事実です。

体罰を含めた、今飲酒運転とか、セクハラというのは非常に、いわゆる信用失墜行為というような形については、本年度に入り特に県内で、全国的ですけれども、多発していることでもあります。学校長が教職員一人一人の面接を行ったり、本年私が各学校を訪問して、不祥事根絶のための全体指導を行っています。新聞報道の後、校長会では何かたたくことは指導でないことという、子供の思いを酌み取り、子供に立った支援をすることというような形の確認をしています。

私も現場経験があります。よくご父兄の方から「いや、先生、うちの子供には本当に厳しくやって、殴ってくださいよ」というふうにして、実際殴るととんでもないことになってしまいますけれども、やはり何か愛のむちという形の中で、また皆さんも恐らくそうだと思いますけれども、「いや、おれの子供のときは、何々先生よくやはりしたよ」というふうな形のことを言われますけれども、私は愛のむちというのはいり得ないというふうな形の中で、体罰根絶というような形、やはり子供の心を、伊藤議員のおっしゃられるように、何か体罰禁止を徹底したから、今度は子供が教師を殴るとか、いや、殺すというのではありませんけれども、そういうような形というの、ただ、厳しさというのとは体罰ではないというふうな形の徹底はしていきたいというふうに思います。

稲生沢幼稚園の問題ですけれども、今、市長が答えたように、保護者への思いやりに欠けるだろうというような形の中での市長、私らも含めての思いだと思いますけれども、答申案が出てきて、いわゆる各層からの集まったの不十分だったかもしれないけれども、再編審議会というような形についても、私は当然だからこうしろというふうな形での答申ではない

というふうに思います。やはりそういうせざるを得ないのかというような答申の中で、昨日もちよっと言いましたけれども、答申案にはむしろ附帯条件がついていまして、保護者の説明を丁寧にしろ、それから子供のことを第一に考えて、統合した幼稚園と同化しやすいようになさいと、それから10月の3歳募集をしたこと、これは非常にあれでしょうけれども、施設の老朽化だけじゃなくて、やはりそういうふうな形の計画性がないんじゃないかと、やり方そのものが非常に問題を含んでいるというような形について、ぜひ保護者の皆さん方と切に対応してくれというような形の今後の課題というか、答えが出たわけです。そのことについては、今後とも市長ともども頑張っていきたいなというふうに思います。

それから、幼保一元化の推進委員会の報告も何回も出るけれども、実際に報告書というのは、どういうふうな形だという、一面わかる面も、私自身もやっていて、そういうふうにかえるときもありますけれども、ただ、国の動向とか少子化というのが非常に急激に変わっていく中で、保育園なり幼稚園という今の形の中の関係の実態、それから少子化の実態の中で、地域との実態の中で、やはり幼稚園は幼稚園というような形の中での再編というのも必要なんだろうというような形の中で、再編審議会の結論というか、答申が出たんだろうなというふうに思います。決して推進委員会の幼保一元化のこと、そのものはどうでもいいというような形ではありませんけれども、4ゾーンというような形の中は確かに大切にしながらも、何しろ今やはり就園率、それから教育効果、適正規模、効率的運用というような形の中で、こういう形が出てきたんだろうなというふうに思います。

それから、なぜ稲生沢地区だけというふうな形の中で、やはりこれが、ではいつになるんだというふうな「認定子ども園」というような形の、県としても恐らく12月議会ではっきりするかというふうに思います。私たち自身も一応パンフレットとか、あれはもらって県の指導主事やなんか丁寧に聞いています。要するに、理念というか、考え方はあれはありますけれども、現実にはこういうときはだめだよとか、こういうときはいいよとかというような具体的な話が恐らく出てくると思います。このことについては、ぜひ今後とも課題とし追求していきたいというふうに思います。

ただ、理想としては、小学校区に幼稚園が1園あるというふうな形は、確かに意義のあることだとは思いますが、やはりこういうふうな少子化の中で、それから特に4ゾーンの中の下田、稲生沢地区、東地区、浜崎、白浜、それから朝日、それから稲梓というような形の中での今後どういうふうな形で幼保施設、または幼保それぞれの施設がどうあるべきかというような形については、これからやはり考えていかなければならないことだろうなとい

うふうに思います。

それから、浜幼が1年、実際に提案したのが1年延長に議決されたというような形について、またあなたたちはやるのかよというような形の事については、当然再編審議会の中で、では何もこれを話さなかったのかと、当然この話題、むしろ中心になったわけです。そういうふうな園長を含めたPTAの代表、稲生沢幼稚園ではなかったんですけども、PTAの代表の方もなされる中で、やはりそういう統合の難しさというようなことについては、当然いろいろな形で話題のむしろ中心になったというふうなこと。ただ、いろいろな教育面、施設面、そのほかの総合的な形の中で、12名の委員の方々が、いわゆる19年統合もやむなしというふうな形で答申されたというふうなことです。

それから、集中改革プランとして、19年、20年、各1園廃園というのはどこだというような形ですけども、やはりこれはプランとして、いわゆる財政再建の中で幼稚園の再編というのを19年、20年と進めていけというふうな、どこのという形じゃありませんけれども、ただ、そのプランですので、やはり再編審議会の中では、市長に来て説明してもらいました。その上で、教育サイドとして審議会の慎重審議の中で答申をいただいたと、こういうような形と考えるとまあいいと思います。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） それでは、ご質問の3点目の旧南豆製氷所の業務調査委託の関係で、法的な根拠というお話でございます。法的な根拠とおっしゃっていますけれども、議員のご質問の趣旨は、そういった意味では、やはり違法性のない支出なのかというところで、いわゆる個人の所有物に対する公費の支出について、これは違法性があるのかないのか、その辺の見解を問うというところだと思います。

まず、そういった意味では、法的根拠という部分についていえば、地方自治法 232条の規定に基づくいわゆる普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費を支弁するという形の中で、必要な経費について支弁をすることでございます。今回の業務委託、特にご指摘の点は民間の所有物ということで、特に旧南豆製氷所の建物の建物調査が業務委託内容の業務の内容に入っているというところでございます。これにつきましては、ご承知のとおり、全体的な下田市のまちなみの保存の、要するにそういった意味では、先日の6月の定例会におきまして、補正予算並びに基金のご審議の中でご説明をさせていただきましてけれども、今回の業務委託の性格上は、いわゆるまちなみの景観の保存と

いう大きな大前提がございます。その中の一施設として旧南豆製氷所がございまして、その中においては、旧南豆製氷所については、特に建築経過のやつでもかなりたっておりまして、老朽化も進んでおります。また、耐震性にも疑問があるという当然そういったいわゆる客観的な常識等がございますので、その辺を踏まえて、その建物自体もどのように今後保存に耐え得るような施設にしていくかというところの調査をさせていただくというところでございます。これは私権が及ぶ個人所有物のいわゆる資産の価値を高めるとか、そういった意味合いでの位置づけとは我々は考えておりませんので、そういった意味では違法性のある支出とは考えておりません。

以上です。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 番外。

市長（石井直樹君） 伊藤議員がおっしゃっているように、弱者というのは全般的な弱者 という判断で……

〔発言する者あり〕

市長（石井直樹君） はい。当然のことながら、福祉関係で大変悩んでいらっしゃる方も弱者であります。今、伊藤議員がおっしゃっているのは、いわゆる稲生沢幼稚園に今いらっしゃるようなお子さんたちのことを指しておっしゃっているということによろしいですか。

〔発言する者あり〕

市長（石井直樹君） 弱者という言葉の解釈でしようけれども、もし私が親だったら、自分のことを弱者とは言われたくないですね。それは子供の場合は、確かに自分ではできない方々ですから、これは弱者ということで、やはり目をかけなければならない方々だというふうに思います。ですから、そういうものについて、全般的にそういう弱者に対する思いやりのあれがないのかということと言われれば、これは当然市の姿勢は、いろいろな面での弱者救済、やはりそういうことが基本にある市政運営だということですから、どこの市長さんだってみんなそういう思いでやっているというふうに考えています。

議長（森 温繁君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 一応答弁はいただいたんですが、どうもあいまいもことしている。

1つは、まず弱者、結局自分の子供を通わせている、通わせられると信じた、だけれども実際にそれが廃園になるかどうか分からない。そこに何のコミットメントもできないと、自分の意思を反映する手段がない。例えばここで説明することもできない。つまり、そういう

意味で実際に自分の生活にかかわっているんだけど、我が子の教育にかかわっているんだけど、直接そのことに影響力を行使できないという意味での、権力を持っていないという意味での弱者ですよ。つまり、どんな場合も2万6,000人と市民を言いながら、個々の政策についていけば、対象となるのは少数ですよ。例えば商工業者というのは、商工業の発展と云って商工業ですよ。農業の人は入ってこないんだから。そういう意味でいけば、いつも2万6,000を対象にしながらと云えば、具体論でいけば常に少数なんですよ。少数であるがゆえに、往々にして切り捨てられるわけですよ。その往々にして切り捨てられやすい人を弱者という意味なんですよ。そういう人に対する配慮は要らないのかと。あなた方は少数派だから、我慢しろという切り捨て方で済んでしまうのかどうかと、そこにトップとしての思いやりは必要ないのかと、こういう意味であります。

それから、稲生沢地区に何で幼稚園を残さないのかの質問は、全く答えになっていないですよ。答申は、白浜と吉佐美と稲梓は保育園と一つにするといっているわけだから、幼稚園機能が残るじゃないですか。稲生沢だけ残らないじゃないですか。簡単じゃない。これがなぜかということですよ。これが全然回答になっていないじゃないですか。それから、議会の議決に対しても回答になっていない。いろいろ考えたようなことは言うけれども、議会は、翌年3月に廃園にするようなことはするんじゃないという結論を出したんですよ。そういう議決をしたんです。その議決に対してどう思っているかということですよ。

それから、810万円という具体的な数字が出ているんですよ。単なる案だ何だなんていって、それはごまかしですよ。700万円、710万円、810万円と出ているじゃないですか。答弁に対して、答弁拒否じゃないんですか。これを答えてくれないんなら、答弁拒否として僕は議長に訴えますよ。これが出ないのであれば、稲梓、白浜、吉佐美、この3園を廃園にしたときに、削減効果として出てくる3園の数字を言ってくださいよ。そうすれば、はっきりしますよ。この行財政改革プランは、空想で書いているんじゃないでしょう。同じ数字が並んでいるわけでもないんですよ。根拠があるんですよ。それをはっきり言わなければ、そうしなければ、来年まただれかが泣きますよ。この10月に3年間預かりますと言われましたと、急遽変わりましたと、では来年どこ、どこが泣くんだか知らないですけれども、そんなことをいつまでも続けてはだめだということですよ。改革プランに書いてあるじゃないですか、810万円の削減効果が出ると。いずれにしても、今、幼稚園の名前を言うか、3園を削減したらそれぞれ幾らになるかを言ってください。

それから、個人のところに金をつぎ込むのは市の必要経費、これまたよくわかりにくい話

で、おっしゃっている方自身がよくわかっていないんじゃないかと思う。疑問も感じつつ言っているんじゃないかと思うんですけども、無理があり過ぎますよ。うちは新しいからいいけれども、古い家に、これで耐震調査をやってくれと言ったらやるんですか。商工会議所で耐震調査をやってくれと言ったらやるんですか。何で南豆製氷なんだと。下田市保存条例は指定しているんですよ、この建物と。では、本人から申請を受けているんだ。そして、市の公金を使う以上は、ある制約がかかるわけですよ。勝手に改修してはいかんとか、売買するときは申告しなさいとか、そういう縛りのある中で公金が使われるんだよ。それをあなた好きなように使っていていいよと、どんな処分をしてもいいよ、だけれども公金使って調べます、それはおかしいでしょう。これがおかしくないというのなら、申しわけないけれども、いささか常識を疑いますね。

それから、所有者と何の約束事項もないままその建物の調査をして、将来の設計を立てると、それまた随分乱暴じゃないですか。明日になったら所有者がかわっているかもしれないし、計画立てたら、ばか言っているな、おれはこんな計画知らんよと、何勝手なことをやっているんだ、寝ぼけたようなことを言うなど、そんなものは知らん、けってしまうかもしれない。少なくとも公金を投入する以上、その所有者とこれこれこういう理由で、将来はこうしたいから使うんだとか、こういうものは最低限必要なんじゃないですか。

最後に、共立については全く市長と同感であります。ぜひその方向で進めていただきたいと思って希望いたします。

議長（森 温繁君） 番外。

市長（石井直樹君） 幼稚園の稲生沢地区に幼稚園施設がなくなるということにつきまして、これは先ほども私が申し上げましたように、幼保一元化計画の最終答申の中に4ゾーン、これは今私の中に一番残っている4ゾーンなんです。まず、1つは稲梓地区です。それから、下田、稲生沢地区が1つです。浜崎地区と朝日地区。ですから、そういう地域性の形でいいますと、いわゆる稲生沢と下田は一体化ということで、幼保一元化の計画の中ではゾーンとして、4ゾーンの中で1つになっています。こういうような考え方を持っているので、決して稲生沢地区に幼稚園施設がなくなるということではなくて、下田幼稚園という立派な幼稚園があるわけでありまして、先ほど申し上げましたように、将来、また「認定子ども園」というのがこの10月から施行されます。12月には県条例で、また制定をされます。

そうしますと、やはりそういうものを踏まえながら下田市が、今大きな国の流れでも幼稚園と保育園というものの仕組みがすぐくばらばらになりつつある中で、今我々はこの幼保一

元化計画の中で、ここに幼保施設をつくるというような計画が上がってきたんですが、国の政策がどんどん変わっています。そういう中で、庁内合議の中で、とりあえず幼稚園は幼稚園、まず急いで再編をしていこう。保育園も そういう考え方を持とうよというような形で、合意はまずされています。今その仕組みでいっているということでもあります。

それから、南豆製氷の所有者との約束というので、ちょっと私の答弁がおかしかったのかもしけれども、いわゆる約束はしていませんよということは、所有者の方から調査をしてくれとか、そういうことの約束があったのかということについて、ありませんということなんです。ご存じのように、あの篤志家が 9,000万円もお金を出して駐車場にするんだったらもっと下田にこれを残して、下田市民が本当に盛り上がりって歴史的なまちなみで、お客さんと呼べるようなまちづくりをしてくださいと、その間の下田の皆さんがどういうふうに頑張れるかというような形で、とりあえず2年間は下田市の方で使い方を考えてやってくださいという中で、我々はそういうげたを預けられた以上、あるいは市民活動の中で、あの施設を残しながらやはり伊豆石の建物も残していきたい、いろいろな思いがナマコ壁にはあります。そういう中で市民が頑張ろうというものに対して、行政が黙っているわけにいかないじゃないですか。それと、この財源についても、市民の方々からいただいた 600万円の中からそういうお金を一応基金の中に入れていただいたものですから、それで調査をしていこうと。

市がやはりこういう施設をどういうふうに利用していくかということは、例えばある程度耐震化だとか、どういう使い方が一番いいのかということは、我々だけの頭じゃなかなかできません。ですから、そういう数年前からいろいろこういうことで東京の東大の助教授がトップになって来てくれている人たちのNPOに、やはり資料がいっぱいありますので、そういう形で安くやっていただこうということをお願いをしているということ、ですから、約束のちょっと取り違え方があったかもしけれども、向こうからやってくれという依頼の約束はないという答弁でございます。

議長（森 温繁君） 番外。

教育長（高橋正史君） 稲生沢地区だけが幼稚園がなぜないんだというような形ですけども、先ほどもお答えしたように、各小学校、7小学校学区に必ずいわゆる教育機能を持った幼稚園というような形をこれからは存続させるということは、何度も言ったように、やはり少子化とか、就園率の問題とかで、これから難しくなるんだろうなというふうな形の中で、そういうことも含めた上で幼稚園再編という ような形を審議会に諮った中で、審議委員の皆

さんがそういう結論を出したというふうに思います。

それから、集中改革プランの 700万円、740万円、810万円というのは、これはあくまで財政と私たちが無関係ではありませんけれども、18年度700万円浜崎幼稚園、それから19年度は稲生沢幼稚園、それから20年度は稲梓幼稚園というような形で示されましたけれども、ただ私たちは、この集中改革プランがあったからすべて18年度、19年度、20年度はこうだというような形じゃなく、教育サイドでの審議会での再編を願ったというふうなことでだと思います。議長（森 温繁君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 市長に、では改めてお尋ねしますが、やはり旧南豆製氷所を今後お金をかけて計画をつくって活用していくのであれば、これは所有者がどのように考えているかというのは、決定的なポイントですよ。だって実際の所有権を持っているわけだから。だから、そことどのような話し合いがあって、所有者のどのような意向なり、合意の上で当然その計画はつくられなければ、所有権も何にもない人間が、あれはいい建物だ、計画をつくって、今度税金使ってやります、それはむちゃですよ。まず、調査もする前に、本来であれば、所有者との間で、将来下田市に計画書まであれば、無料で貸しますよとか、自由に使ってくださいとか、勝手に転貸し、転売とか売却はしませんよとか、少なくともそういう約束事が所有者との間にあって、初めて公金を使う理由というのは出るわけですよ。そういう所有者との間の約束が何にもないまま、あれはいい建物だと遠くから眺めて公金を使うというのは、それはやはり順序が違いますよ。まず、所有者との間にしっかりとした契約を結んで、その上に立ってやはり公金を使って調査をするなら調査をする、将来の計画を立てるなら立てると、こういう順序が必要です。

既に発注したんならやむを得ないです。しかし、今からでも所有者としっかりとこの活用計画に対する合意なり承諾なりのそういう書面の締結をぜひやっていただかねばならない。このことに対するお考えを聞かせていただきたい。

それから、将来廃園を考える集中改革プランの20年が稲梓幼稚園であることはわかりました。しかし、市長、市長は先ほど4つのゾーンと言った。その4つのゾーンでいうと、稲梓は残るんですね。つまり、先ほど来、国がころころ変わるとか言うけれども、一番ころころ変わっているのは下田市なんです。ここに糸賀課長が責任者でおられるんですけども、あの報告書は糸賀さんご存じでしょう。ゾーン下田、稲生沢の場合、稲生沢地区には、第3保育園と稲生沢幼稚園の統合施設で残るんですよ。下田、稲生沢地区ゾーンには、下田幼稚園、下田保育園、そして稲生沢幼稚園と第3保育所を合算したこの3つの施設が残ることになっ

ているんですよ、報告書では、稲生沢幼稚園は廃園になっていないんだ、報告書ではね。だから、それがあつた日突然わけがわからないから、審議会在決めたからと、こういうことをやれば教育委員会は丸ごと審議会在投げてしまったと、自分の考えはありませんと、とにかく審議会在出してきたから、それをそのまま持ち上げて、議会在上げますよと。これじゃ無責任過ぎますよ。

議会在上がつてきていない。しかし、上がつてくるときには、審議会在言ったからそのとおりになりました。こんな答弁じゃ困りますよ。もしこんな答弁であれば、その責任は申しわけないけれども、この案件については審議会在の委員長に座つてもらうしかない。したがつて、12月議会在では、審議会在の答申どおりだという答弁であれば、そこの横に審議会在の委員長をすぐに座つていただく。さもなければ、教育委員会在の判断として 12月議会在に出していただきたい。

〔発言する者あり〕

3番（伊藤英雄君） 教育委員長じゃないよ。審議会在の委員長。

そして、ゾーンでいえば、白浜はなくなつてしまうんですよ。ゾーンの報告書でいえば、白浜と柿崎が一つになつて、白浜がなくなつてしまう。

ここで確認しておきます。

市長のゾーンの考え方は、報告書と違つているということ。稲生沢幼稚園は残るんです、報告書ではね。ゾーンの中でいえば、4つのゾーンの中で残ります。そして、稲梓も残る。しかし、集中改革プランでは、稲梓幼稚園はなくなるんですよ。そうすると、市長の4つのゾーンと、この集中改革プランとは、考え方が違つたということになる。そこのところはどつなのかという。そして、ゾーンであるように、白浜幼稚園はなくなると、こういうお考えなのかどうかをお尋ねします。

議長（森 温繁君） 番外。

市長（石井直樹君） ゾーンの中に、私がさつき言ったのは、この幼保一元化計画の最終答申の中の4つのゾーンというのは、まず私の頭の中には今あります。この計画の中で、稲生沢幼稚園と第3保育園は一緒にするという方向性も出ています。でも、先ほど申し上げたでしよう。既に役所の中での合議の中で、今の財政力で、稲生沢幼稚園と第3保育園のところに新しい施設をつくつてやるだけの財源というのではないわけですよ。ですから、しばらくは、とにかくこの地区に13施設もあるという、これを何とか早く統合していきながら財政的な余裕をつくつて、しっかりしたゾーンの中にそういう施設をつくつていこう。それには認定子

ども園という計画も出てくるでしょう。しかしながら、認定子ども園というのは、今の状態では公設では補助が出ませんから、これも大変大きな問題点になるかというふうに思います。でも、子供たちにとっては大変入りやすい施設に、これは親が勤めをしようが、勤めをしていなくても自由に入れるという施設でありますから、国はどんどんそういう新しい制度に変わっていきます。でも、今言ったように、そこに幼稚園と保育所の新しい施設を第3のところに建てかえるというようなことになれば、これは認定子ども園的な建物ということになると、多分公設ではできないんじゃないでしょうか。そうすると、やはり社会福祉法人とか、こういう方々がそこに進出してできるような、補助金が得られるような施設というような形にも考え方は変わってくるでしょう。

ですから、こういうことを考えながら、ただそういう時期が来るまで、稲生沢幼稚園をそのままにしていけるかというのが我々の考え方なんです。では、そういうものがないから、計画がそうだから、ではあと5年も10年も稲生沢幼稚園をそのまま置いていけるか、とんでもないような状態にもしなったときに、ではだれが責任をとるんだと、こういう判断は我々にはできない。ですから、幼稚園というものについては、今言ったように計画の中では、そういうところにやはり立地的には一番いいのかなという思いはあります。でも、今はすぐにそれができるとはいいわけじゃないですから、とりあえずは稲生沢幼稚園は、下田幼稚園に統合していただいて、先々それがどういうふうな形に、稲生沢の地区の方々がもっと通いやすいエリアの中にそういうものが施設をつくるべき方向性を見出すのが必要でなかろうか、こんなふうに思っています。

南豆製氷の問題につきましては、確かに個人の方の所有の問題で大変不安があるかもしれませんが、でも、この方は10月には下田市民になります。まず、なります。それで、近々もし伊藤さんがそういうご心配であれば、何らかの形でお会いする機会ができて、やはりその方の思いというのでも聞いていただきたいというふうに思います。やはりその人間というものを知らない、いろいろな面での邪推が出たり、何があるかもしれません。でも、やはり下田を何とかしたいという思いで、わざわざ東京から下田に住んでいただくような思いを持った方ですので、近々南豆製氷は、教育委員会を通じて登録有形文化財、その方のご了解を得て今国の方に上げてあります。この登録有形文化財も、大変今全国から殺到しておいて、国の方もすぐに今回のあれには間に合わないということで、次回の受付ということ、県も頑張ってくれたんですが、そういう形で登録有形文化財に指定をされると思いますので、そういう思いで保存をしながら、やはり下田のまちなみを守っていきたい、こんな思いであります。

すので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、もう1点最後に言い忘れましたが、南伊豆地区の病院のところのもし移転ということになったときに、やはり南の方が心配されるのは、病院がなくなってしまうということについては、我々は振興協会がもし中央に出てくるのであれば、現在稲梓の診療所的な診療所をそこに残していただきたいという要望も出てあります。というのは、あそこには老健施設もありますので、やはり病院も診療所的なものでいいと思います。大変今、稲梓診療所の先生、若い先生ですけれども、看護師さんと一緒に2,000名の稲梓地区の方々の医療のために一生懸命頑張っている、そういうやはり先生を置いていただくような診療所があれば、それでいいのではなからうかという配慮はさせていただきたいというふうに思っています。

議長（森 温繁君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 市長と私の基本的なところでの違いは、今はっきりわかりました。市長は、建物はとにかく残さなければいかんということで、そこにはお金はつぎ込みたいと、こういうことだ。私は住民の生活が一番なんです。それは教育も福祉も含めて、やはり住民の生活にこそ税金は使われるべきだという、ここがすれ違っている一つの大きな理由ですよ。だから、幼稚園をつぶすことには何の痛みも感じないけれども、南豆製氷には大いなる心の痛みを感じるという、そこはいかんともしがたい溝だなと。

もう一つ問題なのは、市長は個人の信用とか、その人が人間的にいい人とか、そういう議論をされるけれども、だけれども、役所で公金を使う、使わない、あるいは条例をつくる、ルールをつくるというときには、その人がいいとか悪いとかという問題じゃないんですよ。その人がよければ、契約書を結ばないで売買でも賃貸でも何でもやりますと、そういうふうにはならないんですよ。どれだけ信用のある人でも、やはり契約は契約でしっかり結ばなければいけないわけですよ。それは基本的なルールですよ、この行政をやっていく上で。助役さんも総務課長さんも企画課長も教えてやってくださいよ。いい人なら契約書なんか要らないよなんてことはないでしょうに。幾ら信頼のできる人だって、きちり契約書を結ぶのがルールでしょう。そんなルール無視が個人との信頼関係で語られたら法治主義じゃないですよ。今、中国は何か人治主義だというけれども、法治国家じゃなくなってしまいます、人治国家、人が治める国ですよ、そういうのは、人間の信頼関係でいってしまえば。

しかし、我が国は私の知る限り法律国家ですから、法治国家ですから、やはりちゃんと結ぶものは結ぶ、ルールでまとめるものはまとめる、こういう作業は考え方の違いじゃなくて、

しっかりやっていただきたい。

それから、ここから先平行線になるんでいいんですが、とにかくわかったことは、市長の考え方とこの集中改革プランと報告書は違っているということがはっきりわかったわけです。集中改革プランじゃ、今年稲生沢をつぶして、来年稲梓をつぶすと。しかし、市長の頭の中のゾーンでいえば、その後、白浜をつぶすと。こんなことが本当にいいのかどうか。やはり市長は、伊豆石じゃないから余り痛みを感じないんだらうけれども、実際に我が子を育てて幼稚園だ、保育園に預けるそのお母さん、また通っている子供、その思い、そこは金が足りないとか足りるとかじゃなくて、しっかりやはり配慮しなくては、行政は、そこを捨てたら意味ないって。税金を何で無理やり取れるかといえば……。

時間ですか、時間が来たようなんであれなんですけれども、最後にもう一度お願いしますよ。本当にやはり住民一人一人に思いをはせてください。また、議会としてはそれを受けて、しっかり議論をしていきたいということで終わります。

議長（森 温繁君） これをもって、3番 伊藤英雄君の一般質問を終わります。

議長（森 温繁君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、16日から18日まで休会とし、19日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

長時間、ご苦労さまでした。

午後 5時14分散会